市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

化学物質の適正管理
届出の手引き

令和５年１２月

名古屋市環境局

目　　　　　　　次

１　はじめに・・・　1
２　用語の説明・・・　2
３　化管法と環境保全条例の比較（届出制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４　環境保全条例に基づく化学物質適正管理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
５　化学物質適正管理指針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
６　化管法と環境保全条例　届出の判定フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
７　特定化学物質取扱量届出書の記入例及び記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
８　特定化学物質等適正管理書届出書の記入例及び記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
９　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
10　届出書の提出方法・・26
11　Ｑ＆Ａ・・・27

【参考資料】

○　対象業種・・28
○　対象化学物質・・30
○　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）に該当する主な物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
○　政令で定める製品の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
○　特別要件施設・・41
○　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則（抄）・・42
○　環境保全条例に基づく様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
○　化学物質適正管理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

１　はじめに

近年、私たちの身のまわりでは数万種類の化学物質が様々な分野で製造・使用されており、生活の質を維持向上するうえで欠かせないものとなっています。

一方で、ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質など化学物質による環境汚染が社会問題となり、適正管理を行うことが課題となりました。しかし、多種多様な化学物質に対しては、従来のような規制方法では、問題に対応できない可能性が高くなってきました。そこで、ＰＲＴＲ制度という新たな手法を取り入れた法律「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が平成 11 年 7 月に公布され、事業者が自主的に化学物質を管理するための仕組みづくりが始まりました。

また、名古屋市でも平成 15 年 3 月に「市民の健康と安全を確保するための環境の保全に関する条例」（環境保全条例）を公布しました。この条例に基づき、化学物質の適正管理のために、対象事業者の方に取扱量の把握及び届出、特定化学物質等適正管理書の作成及びその届出をしていただいています。

本市では、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、災害の切迫度も増しています。災害時の化学物質の流出等を防止するためには、平時から事故予防対策に取り組んでおくことが重要です。事業者の皆様におかれましては、化管法や環境保全条例の趣旨を理解し、化学物質の適正な管理対策を一層推進するとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションにも積極的に取組み、化学物質による不安のない社会づくりに貢献していただきたいと思います。

なお、この手引きは、平成 16 年 6 月に発行後、平成 19 年 3 月にＶＯＣ（揮発性有機化合物）対策の内容を加筆、平成 20 年 11 月の化管法施行令の一部改正による対象業種、対象化学物質の変更の反映、令和 5 年 4 月に環境保全条例の電子届出の受付について追記する等の改訂をしました。また、今回、化管法施行令及び施行細則の一部改正による対象化学物質、届出様式の変更を反映しました。届出をされる際の参考として活用してください。

【ＰＲＴＲ制度に関するウェブサイト】

○経済産業省製造産業局化学物質管理課　　℡　03-3501-0080

URL：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

○環境省環境保健部環境安全課　　℡　03-5521-8259

URL：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html

○化学物質と PRTR（愛知県）

URL：https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html

２　用語の説明

この手引きにおいて使用する用語は、次のとおりです。

用　　語	説　　明
化管法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
PRTR 制度	化管法のなかで、化学物質の環境への排出量及び移動量の把握とその届出等について定めた制度
環境保全条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
環境保全条例施行細則	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則
事業者	化学物質を取り扱う事業者
工場等	工場及び事業場
特定化学物質	その性状、使用状況等からみて特に適正管理が必要とされる化学物質として環境保全条例施行細則で規定する物質 （化管法に基づく「第一種指定化学物質」と同じ）
特定化学物質等	特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって環境保全条例施行規則で定める要件に該当するもの （化管法に基づく「第一種指定化学物質等」と同じ）
特定化学物質等取扱事業者	環境保全条例に基づき取扱量の把握及び届出をする必要のある事業者
化学物質適正管理指針	環境保全条例第 46 条に基づき定められた事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針

３　化管法と環境保全条例の比較（届出制度）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>化管法（PRTR 制度）</td><td>環境保全条例（第 46～51 条）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">届出要件</td><td>業種
（12、28 頁参照）</td><td colspan="2">製造業等 24 業種</td></tr>
<tr><td>従業員数
（11 頁参照）</td><td colspan="2">事業者が常時使用する従業員数（全社の合計）が 21 人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象化学物質
（30 頁参照）</td><td>第１種指定化学物質</td><td>特定化学物質</td></tr>
<tr><td colspan="2">515 物質※1</td></tr>
<tr><td>年間取扱量
（15 頁参照）</td><td colspan="2">工場等で 1 トン以上
（特定第１種指定化学物質については 0.5 トン以上）</td></tr>
<tr><td>その他
（41 頁参照）</td><td>特別要件施設
（年間取扱量に関わらず対象）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出内容
（8 頁参照）</td><td>前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の
排出量及び移動量</td><td>前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の
取扱量</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出期間
（26 頁参照）</td><td colspan="2">毎年度 4 月 1 日～6 月 30 日※2</td></tr>
</table>

○この他に、環境保全条例では、取扱量の届出が必要な工場等のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場等※3 について、特定化学物質等適正管理書（16 頁参照）を工場等ごとに作成し、届け出を行う必要があります。工場等が新たに要件に該当することとなった場合は、その日から 6 か月以内に届出を行うとともに、適正管理書の内容を変更した場合は、速やかに届け出ることとなっています。

※1 令和 3 年 10 月の化管法施行令の一部改正により、第一種指定化学物質が 515 物質に見直されました。令和 6 年度の届出から改正後の第一種指定化学物質が対象です。

※2 令和 4～6 年度は、化管法の電子届出のみ提出期間を 7 月末日まで延長しています。

※3 全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。

４　環境保全条例に基づく化学物質適正管理の概要

（１）主旨

化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質に関する自主的な適正管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

（２）内容

ア　化学物質適正管理指針

市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（化学物質適正管理指針）を定め、公表します。

イ　取扱量の把握・届出

特定化学物質等取扱事業者は、毎年度、工場等ごとに、特定化学物質ごとの取扱量を把握し市長へ届け出なければなりません。

【届出対象事業者】

次のすべての要件を満たす事業者が届出の対象です。

①化管法の対象業種と同じ 24 業種を営んでいる。

②常用雇用者数（全社）が 21 人以上である。

③次のいずれかに該当する工場等を設置している。

a　化管法に規定する第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上

b　化管法に規定する特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 トン以上

ウ　特定化学物質等適正管理書の作成・届出

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等※を設置する者は、特定化学物質等適正管理書を作成し市長へ届け出なければなりません。

また、周辺住民等から求めがあったときは、その内容を説明するよう努めなければなりません。

エ　事故時の措置

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等※を設置する者は、特定化学物質が排出され、人の健康や周辺の環境に係る被害を生じる事故が発生したときは、応急措置を講ずるとともに事故の状況等を報告しなければなりません。

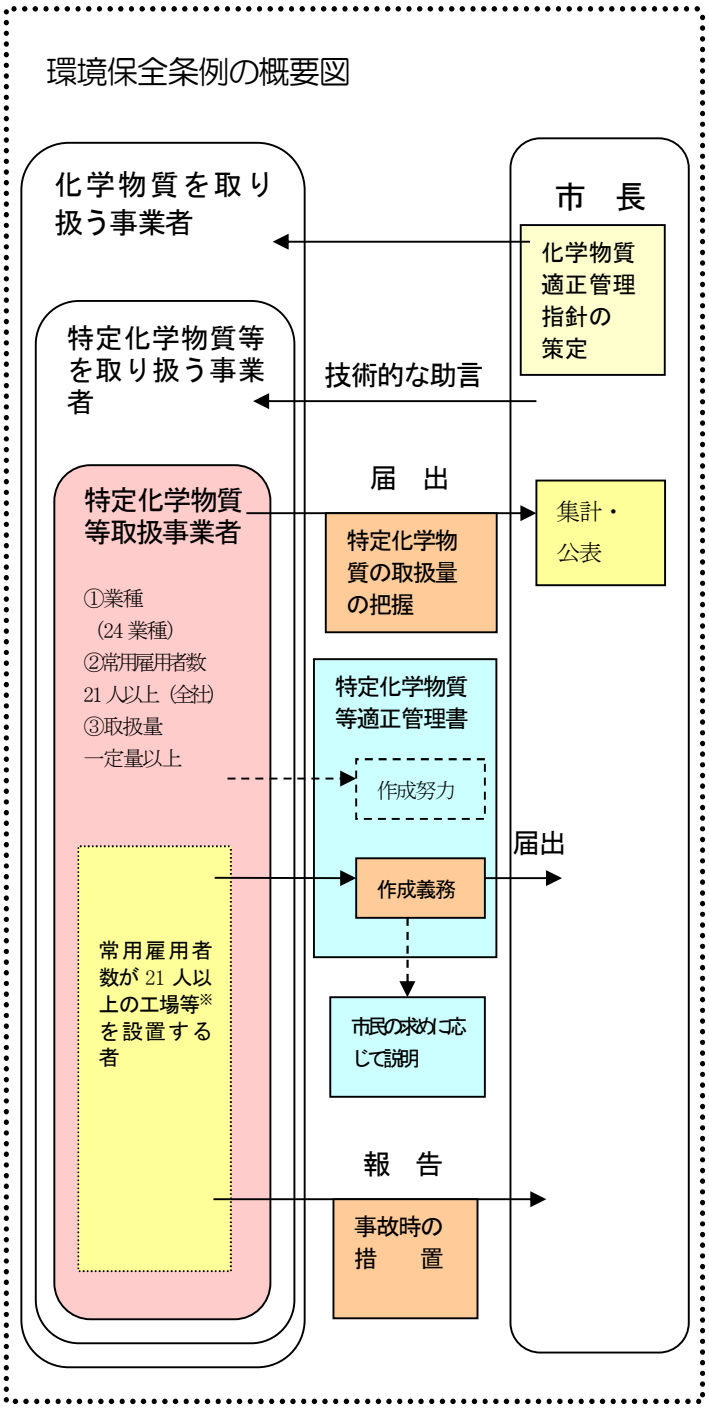

○　**施行期日**：平成 16 年 4 月 1 日

※全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。

５　化学物質適正管理指針の概要

１　目的

この指針は、条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、事業者が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的としている。

２　化学物質の適正管理の方法

事業者が化学物質を適正に管理するための対策や取扱量の算出方法等を定める。

事業者は化学物質の管理方針を定め、それに即した管理計画を実施し、継続的に見直すことにより自主的な管理の改善を図る。また、事業者は化学物質に関する情報を収集し、取扱量を把握した上で、取扱工程や取扱施設の状況にあわせた管理対策を実施する。

（１）適正管理を行う化学物質

特定化学物質、及び事業者が自主的に選定した化学物質を適正に管理する。

（２）管理方針等の策定

管理方針に即して、具体的な目標、達成の方策等の管理計画を定め、実施する。

（３）化学物質の情報の収集及び整理

・ＳＤＳ（安全データシート）等に基づき、化学物質の性状等に関する情報を収集、整理する。

・化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。

（４）化学物質の取扱量の把握

取扱量は「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」を合計し算出する。（詳細は 15 頁へ）

（５）化学物質の取扱工程の把握

各取扱工程の作業内容と化学物質の環境への排出量を確認する。

（６）化学物質の管理対策

- 取扱施設の保守管理
- 化学物質の排出抑制対策
- 化学物質の再利用等使用の適正化
- 化学物質の新規導入時の配慮
- 取扱マニュアルの作成

３　化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質の排出状況や管理の状況について市民の理解の増進を図るため、窓口を明確にするほか、環境報告書の作成、配布を行うなど情報の提供に努める。

４　事故の未然防止対策及び事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故の発生の未然防止対策や事故時の措置を定める。

（１）事故の未然防止対策
- 取扱施設に係る事故の防止対策
- 工場等外への流出防止策
- 事故処理マニュアルの作成

（２）事故時の措置
- 事故の状況の把握と応急措置
- 関係機関への通報及び周辺への広報
- 環境調査の実施
- 再発防止策

５　管理体制の整備

事業者は、本指針２から４までに定める措置を適切に実施するための管理組織を設置し、その業務を明確にするとともに、従業員への研修や事故を想定した訓練を実施する。

（１）管理組織の設置
管理責任者、各部門における責任者を選任するとともに、管理組織を設置し、役割分担を明らかにした組織図を作成する。

（２）管理責任者等の業務
- 管理責任者は、管理組織において各部門における責任者の職務分担の決定に関することなどについて検討し、その結果を事業者に報告する。
- 各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、適正に取り扱うよう努める。

（３）従業員への研修及び訓練等の実施
- 化学物質の適正な管理に関する知識及び技能向上を図るための研修を実施する。
- 事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

６　ＩＳＯ１４００１による環境管理システムとの関係

事業者が、本指針２から４までに定める措置をＩＳＯ１４００１による環境管理システム等において実施している場合は、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

７　特定化学物質等適正管理書の作成

事業者は、特定化学物質の管理方法や事故時の措置等について取りまとめた特定化学物質等適正管理書を作成する。

（１）管理方針及び管理計画
（２）取り扱う特定化学物質の名称
（３）特定化学物質の取扱施設における管理方法
（４）事故の未然防止対策及び事故時の措置
（５）管理組織

６　化管法と環境保全条例　届出の判定フロー図

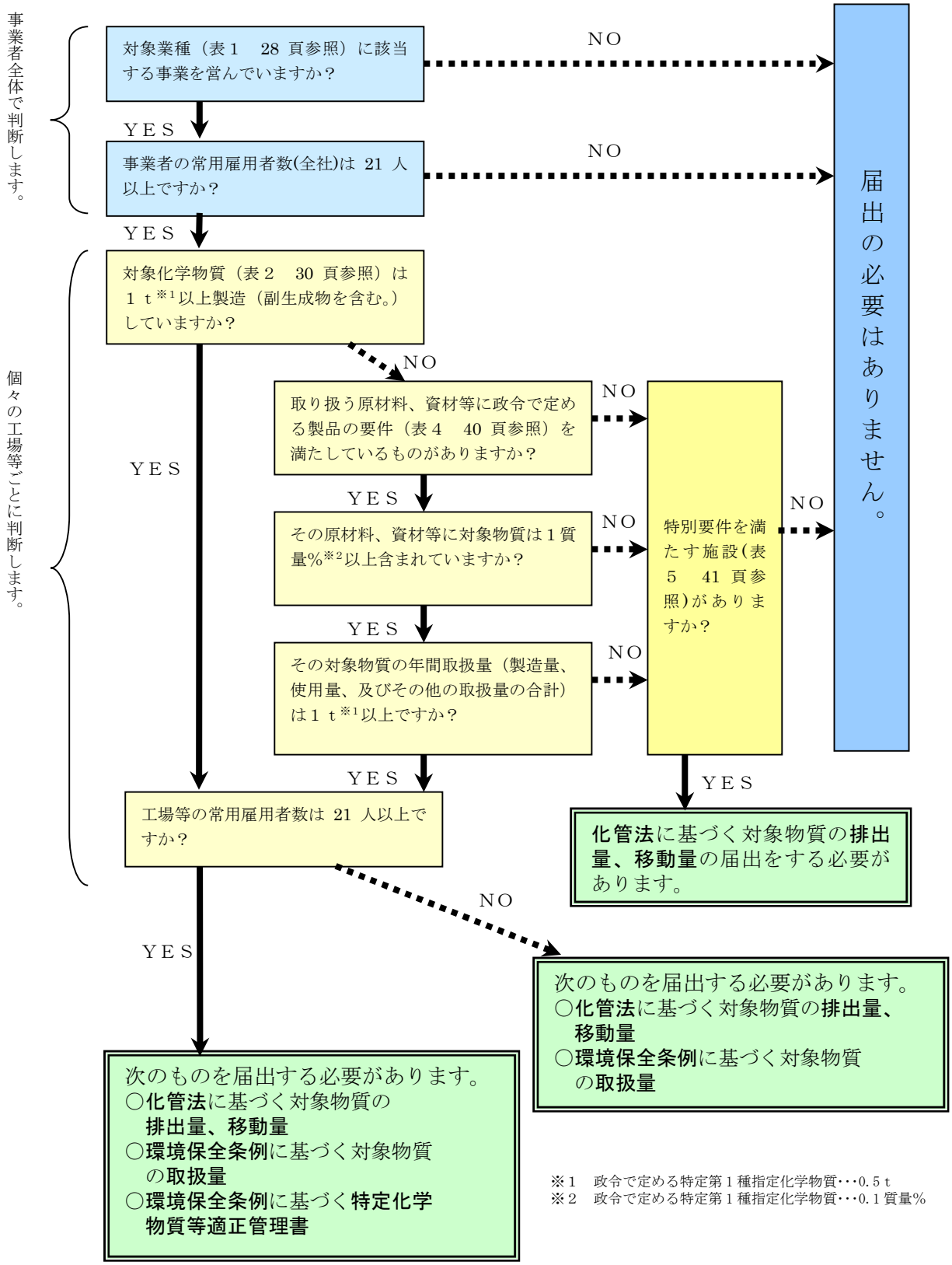

※１　政令で定める特定第１種指定化学物質･･･0.５ｔ
※２　政令で定める特定第１種指定化学物質･･･0.１質量%

７　特定化学物質取扱量届出書の記入例及び記入要領

○「本紙」の記入例

第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

令和6年4月15日

名古屋市長　様

※1

届出者　郵便番号　〒460－0001
住　　所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名　　称　株式会社　なごや
代表者氏名　代表取締役社長　名古屋　太郎

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	株式会社　なごや　本社工場	※2
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号	※3
工場等において常時使用される従業員の数	200 人	※4
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500 人	※5

	業種名		業種コード
工場等において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	金属製品製造業	2800
		自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620

※6

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号（1　～　2）のとおり	※7
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	1　有 (2)　無	※8

連絡先	担当部署	環境部　環境保全課	※9
	担当者氏名	環境　守	
	電話番号等	TEL　052-972-2677　Fax　052-972-4155 E-mail　a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp	
※　整理番号			※10

注1　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日）における人数を記載してください。

2　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

3　※印のある欄は記載しないでください。

備考　届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

○「本紙」の記入要領

※ 1　『届出者』

○届出者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入してください。

○押印は必要ありません。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。

○届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2　『工場等の名称』

○工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。

○複数の工場等を有する事業者にあっては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）

○化管法の届出と合わせてください。

※ 3　『工場等の所在地』

○工場等の所在地を記入してください。

※ 4　『工場等において常時使用される従業員の数』

○当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。

○従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

○化管法の届出と合わせてください。

※ 5　『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

○事業者が全社において常時使用する従業員の数を記入してください。

○従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6　『工場等において行われる事業が属する業種』

○「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表１）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4 桁）を記入してください。

○業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質取扱量届出書）

○ 化管法の考え方と同じです。

排出量等の把握対象年度の４月１日の時点で期間を定めずに使用されている者もしくは１ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は、排出量等の把握対象年度の前年度の２月及び３月中にそれぞれ 18 日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれます。）。また、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役　員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働
×※	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます。

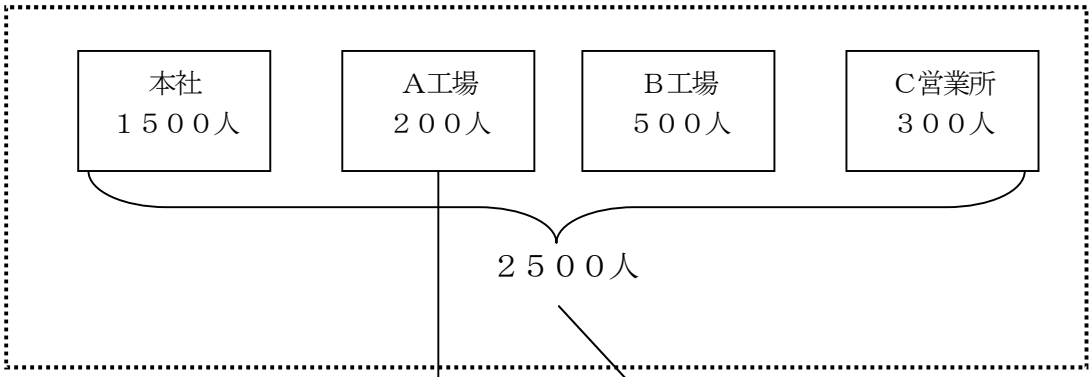

＜A工場に関する届出書＞

工場等において常時使用される従業員の数	２００人
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	２５００人

○ 「ＰＲＴＲ排出量等算出マニュアル第5.0版　第Ⅱ部　解説編」（令和５年３月経済産業省・環境省）ｐⅡ－9～10 を参照してください。

業種の考え方

○ 化管法の考え方と同じです。

○ 複数の業種を営む工場等にあっては、当該工場等が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる業種」とし、それ以外に営んでいる対象業種を「従たる業種」とします。

＊ 例：工場等が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
金属製品製造業（10 億円）、塗装工事業（7 億円）、塗装卸売業（3 億円）、自動車卸売業（2 億円）、商品検査業（1 億円）

業　種　名		業種コード
うち主たるもの	金属製品製造業	２８００
	自動車卸売業	５２２０
	商品検査業	８６２０

※塗装工事業、塗装卸売業は届出対象業種ではありませんので、
記入する必要はありません。

※ 7 『特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量』

○添付する別紙の枚数を記入してください。なお、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項の請求を行う物質がある場合、その物質はこの枚数に含まないでください。

※ 8 『本届出が条例施行細則第 45 条第 1 項の請求に係るものであることの有無』

○当該工場等について、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。

○秘密情報の請求を行う場合は、事前にご相談ください。

※ 9 『連絡先』

○届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 10 『整理番号』

○この欄には記入しないでください。

○「別紙」の記入例

別　紙

※5

別紙番号	1

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番　号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量（ｋｇ／年）
1	第２８１号	トリクロロエチレン	１５００
2	第３０８号	ニッケル	１２００
3	第３０９号	ニッケル化合物	１２００
※1	第　※2	※3	※4
	第　　号		

※6

整理番号	※

注1　別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
2　「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下「PRTR 届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。
3　「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR 届出の際に記載する第 1 種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
4　「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。
5　※印のある欄は記載しないでください。

○「別紙」の記入要領

＜注意事項＞

別紙１枚で特定化学物質５物質分の年間取扱量の届出ができます。

（化管法の届出書「別紙」は、第一種指定化学物質ごとに１枚ずつ作成します。）

※ １　『番号』

○順番に番号を付けてください。なお、2 枚以上になる場合は通し番号を付けてください。

※ ２　『特定化学物質の管理番号』

○化管法第５条第２項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出（PRTR 制度の届出）に記載するそれぞれの物質ごとに付された管理番号をアラビア（算用）数字で記入してください。（30 頁の対象化学物質（表 2）を参照してください。）

その際は、数字の小さい順に並べてください。

※ ３　『特定化学物質の名称』

○PRTR 制度の届出に記載する第 1 種指定化学物質の名称（別名がある場合には、当該別名）を記入してください。（30 頁の対象化学物質（表 2）を参照してください。）複数の別名がある場合は、最初に記載している別名を記入してください。

※ ４　『年間取扱量』

○取扱量の把握年度（前年度４月１日～3 月 31 日）１年間における特定化学物質ごとの取扱量を記入してください。

○取扱量の考え方は、15 頁を参照してください。

＜数字の扱い＞

取扱量は有効数字２桁で記入してください。

有効数字２桁とは、上から３桁目を四捨五入して算出することをいいます。

例：　３，~~５６~~６０ｋｇ　→　３，６００ｋｇ

８７，~~２３~~００ｋｇ　→　８７，０００ｋｇ

取扱量の考え方

○ 化管法の考え方と同じです。

○ 化管法や環境保全条例でいう「その他の取り扱う量」に該当するものは、この手引きでは、便宜上「製造量」又は「使用量」に含めて算出するようにしています。

○ 取扱量とは

取扱量　＝　使用量　＋　製造量

○ 使用量
工場等で使用した特定化学物質の量です。

使用量（ｋｇ）＝[年間受け入れ量]＋[年度当初在庫量]－[年度末在庫量]

工場等で購入している製品のＳＤＳ（安全データシート）から含有物質、含有率を把握してください。
その中に特定化学物質に該当する物質があれば、その製品の使用量に含有率を乗じて、物質ごとの使用量を算出してください。

○ 製造量
化学反応等により新たに製造した化学物質の量で、副生成物も含みます。
（例：対象物質を排水処理などの過程で生成している場合）

○ 元素等に換算する化学物質が含有されている場合は、金属元素への換算係数により換算してください。

○ 工場等内で再利用している量を別途足し合わせる必要はありません。購入（または搬入）量、在庫量等から算出する年間使用量にすでに含まれています。

※　取扱量の算出方法は、「ＰＲＴＲ排出量等算出マニュアル第 5.0 版　第Ⅱ部解説編」（令和 5 年 3 月経済産業省・環境省）ｐⅡ15～34 にも掲載されていますので、参考にしてください。

※ 5　『別紙番号』
○別紙が 2 枚以上になる場合は、別紙番号を通し番号で付けてください。

※ 6　『整理番号』
○この欄には記入しないでください。

８　特定化学物質等適正管理書届出書の記入例及び記入要領

○記入例

第 14 号様式（第 46 条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書

令和６年４月１５日

名古屋市長　様

※１

届出者　郵便番号　〒４６０－０００１
住　　所　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名　　称　株式会社　なごや
代表者氏名　代表取締役社長　名古屋　太郎

※２

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 49 条第 2 項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（~~変更~~）について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	株式会社　なごや　本社工場	※３
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸１丁目１番１号	※４
工場等において常時使用される従業員の数	２００　人	※５
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	２５００　人	※６

	業種名		業種コード
工場等において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	金属製品製造業	２８００
		自動車卸売業	５２２０
		商品検査業	８６２０

※７

特定化学物質等適正管理書	別添のとおり	※８
変更の概要	※９	

連絡先	担当部署	環境部　環境保全課	※　整理番号
	担当者氏名	環境　守	※11
	電話番号等	TEL052-972-2677　Fax　052-972-4155 E-mail a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp	

※10

注１　特定化学物質等適正管理書は、工場等ごとに作成してください。
２　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、届出日における人数を記載してください。
３　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、２以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
４　「変更の概要」の欄には、変更の届出の場合にのみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させてください。
５　※印のある欄は記載しないでください。
備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4 とします。

○記入要領

※ 1　『届出者』

○届出者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入してください。

○押印は必要ありません。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。

○届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2　『作成（変更）』

○どちらかを二重線で取り消してください。

例：作成の場合　→　~~変更~~

※ 3　『工場等の名称』

○工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。

○複数の工場等を有する事業者にあっては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）

※ 4　『工場等の所在地』

○工場等の所在地を記入してください。

※ 5　『工場等において常時使用される従業員の数』

○当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。

○従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6　『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

○事業者が全社において常時使用する従業員の数を記入してください。

○従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 7　『工場等において行われる事業が属する業種』

○「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表１）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4 桁）を記入してください。

○業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質等適正管理書）

○ 届出書には以下の考え方に従い、**届出日における人数**を記入してください。

常時使用される従業員とは、期間を定めずに使用されている人もしくは 1 ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は前月及び前々月中にそれぞれ 18 日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれます。）。また、常時使用される従業員には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働
×※	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます

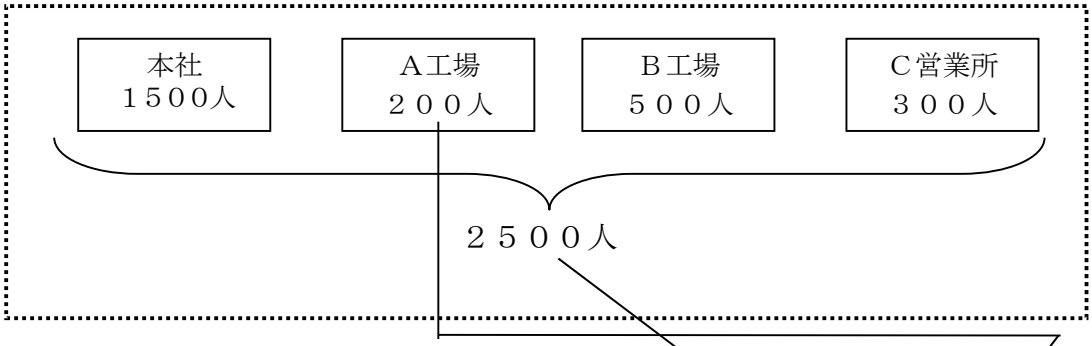

＜Ａ工場に関する届出書＞

工場等において常時使用される従業員の数	２００人
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	２５００人

※ ８　『特定化学物質等適正管理書』

○20 頁からの作成例を参考に作成し、届出書に添付してください。

※ ９　『変更の概要』

○変更の届出の場合に記入してください。

○変更の届出は、以下の項目について適正管理書に変更があった場合必要となります。判断に迷う場合は事前にご相談ください。

(1)管理方針及び管理計画

例　管理方針や管理計画の内容変更

(2)取り扱う化学物質の名称

例　化学物質の追加・削除

(3)取扱施設における管理方法

例　管理方法の変更

(4)事故時等の防止対策

例　事故時等の連絡通報体制の変更

(5)管理組織

例　組織の名称変更、役割分担の変更

※ 10　『連絡先』

○届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、本届出の担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 11　『整理番号』

○この欄には記入しないでください。

○特定化学物質等適正管理書の作成例

以下に作成例（特定化学物質以外のＶＯＣ※についての削減目標等の内容も含んだものです。）を示しますが、あくまでも作成例なので、工場等の業務内容に合った特定化学物質等適正管理書を作成してください。

※ＶＯＣについては 25 頁を参照してください。

特定化学物質等適正管理書

令和 5 年 12 月 1 日作成

（１）管理方針及び管理計画

ア　管理方針

a　化学物質による事故の未然防止に努める。

b　化学物質の排出量、使用量の削減を進める。

イ　管理計画

（目標）　（時期）

a　使用している化学物質に関してリスク評価を行う。　令和 6 年

b　トリクロロエチレンの排出量を１割削減する。　令和 5 年

C　トルエン、酢酸エチルの排出量を１割削減する。　令和 7 年

（方策）

a　文献調査、周辺環境濃度調査の実施

b　作業場の気密化、排ガス処理施設（活性炭吸着装置）の設置

（２）取り扱う特定化学物質及びＶＯＣ（特定化学物質を除く）の名称

	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称
特定化学物質	第２８１号	トリクロロエチレン
	第３０８号	ニッケル
	第３００号	トルエン
	第３０９号	ニッケル化合物
ＶＯＣ	－	酢酸エチル

（３）特定化学物質の取扱施設における管理方法

○　前処理施設【トリクロロエチレン】

○　めっき施設【ニッケル】【ニッケル化合物】

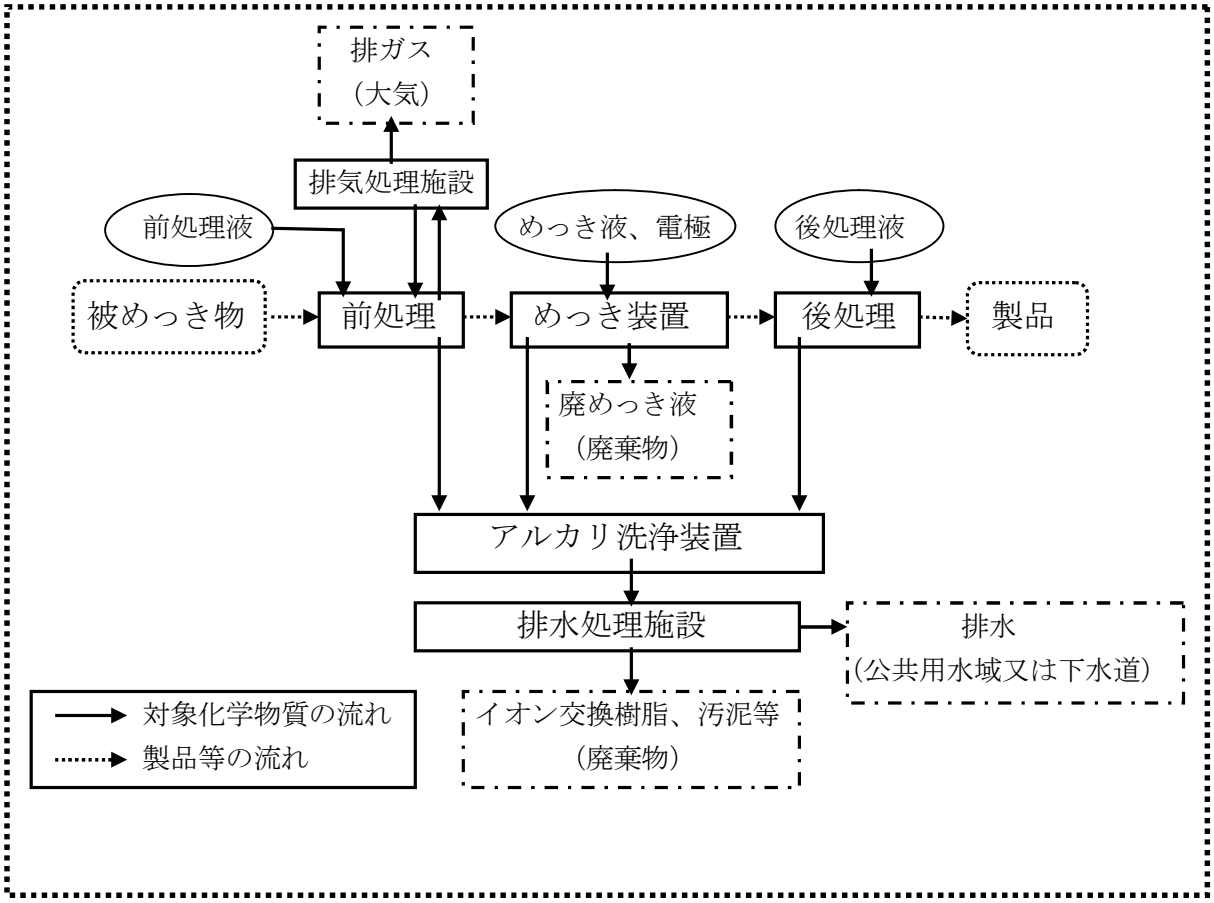

○　塗装施設【トルエン】【酢酸エチル】

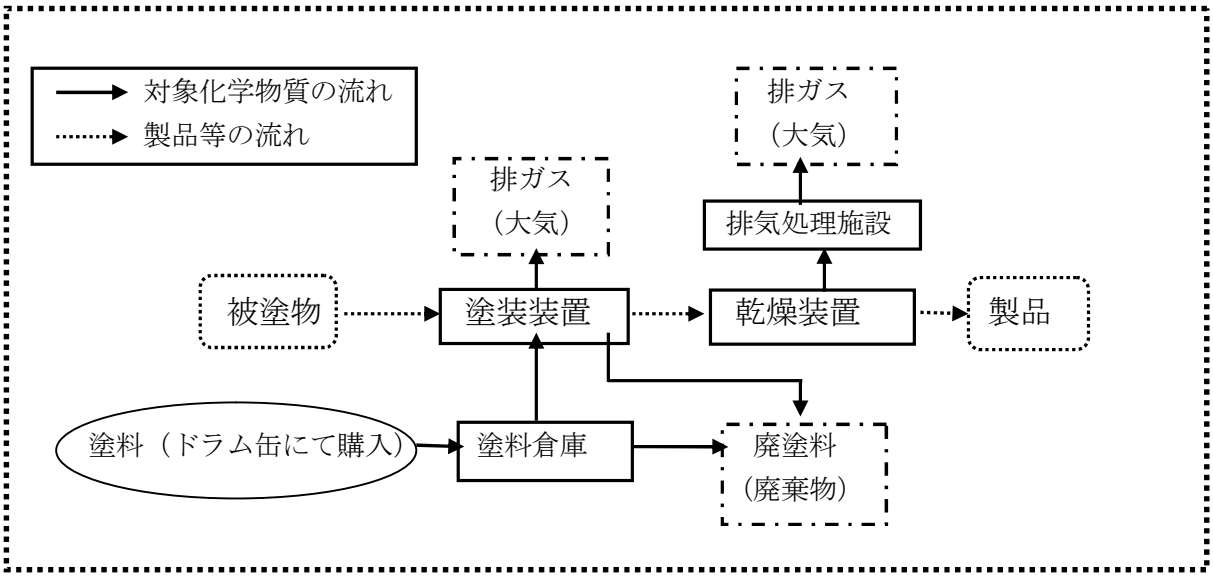

ア　化学物質の環境への排出防止対策

・　排出防止対策施設（排気処理施設・排水処理施設）の設置

・　管理方法

a　毎日の日常点検により施設の運転状況の異常有無を確認する。

b　１ヶ月に１回の定期点検により施設各部の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検する。

c　６ヶ月に１回の定期点検により処理効率の確認、運転条件の見直し等を行う。

イ　化学物質の再利用等使用の合理化

a　めっき前処理施設の排気処理施設（凝集冷却装置）における回収・再利用により、トリクロロエチレンの使用量を削減する。

b　取扱い工程を改善し、製品に付着してくみ出されるめっき液を削減する。

c　排水処理のクローズドシステム化により化学物質の漏洩を防止する。

d　イオン交換樹脂装置により重金属を分離回収し、循環利用する。

ウ　取扱マニュアルの整備

次の内容を記載した取扱マニュアルを整備する。

a　購入（化学物質の登録、購入量及び在庫量の記録方法）

b　貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）

c　表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）

d　取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の記録方法）

e　廃棄（保管及び処理方法）

（４）事故時等の防止対策

ア　事故の未然防止対策

a　施設、設備、機器類、貯蔵施設の定期点検

年４回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載

労働安全衛生法に基づく点検を実施し、その結果を点検簿に記載

b　誤作動防止のための表示

c　中和剤、薬品類の保管

d　転倒防止装置等安全器具の設置

e　事故事例等の収集（発生原因、被害）、分類整理・・・環境保安課に常備

イ　事故時の汚染拡大防止対策

a　事故を早期に発見するための検知警報装置の設置

b　漏出した化学物質を回収するための流出防止溝、非常用貯留槽の設置

c　応急措置のための流出防止機材（中和処理剤、オイルマット）の設置

d　安全確保のための消火設備、防災防護服の設置

e　関連施設の運転停止

（非常運転停止装置を作動、遮断装置（仕切弁等）を閉止）

f　施設や遮断装置の停止箇所を明示

ウ　社内の命令指揮系統

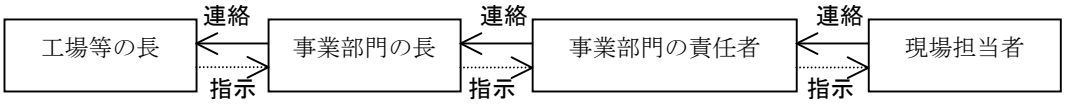

エ　社外への連絡通報体制

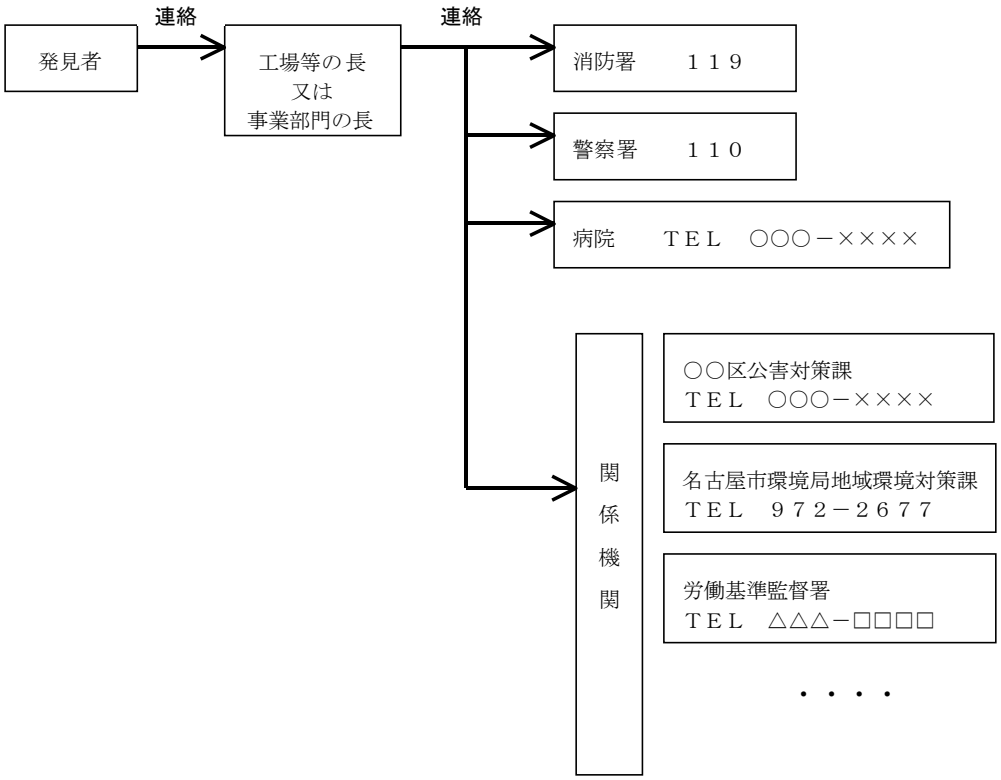

（５） 管理組織

・ 管理組織の名称　「株式会社なごや　本社工場　化学物質適正管理委員会」

・ 管理組織図

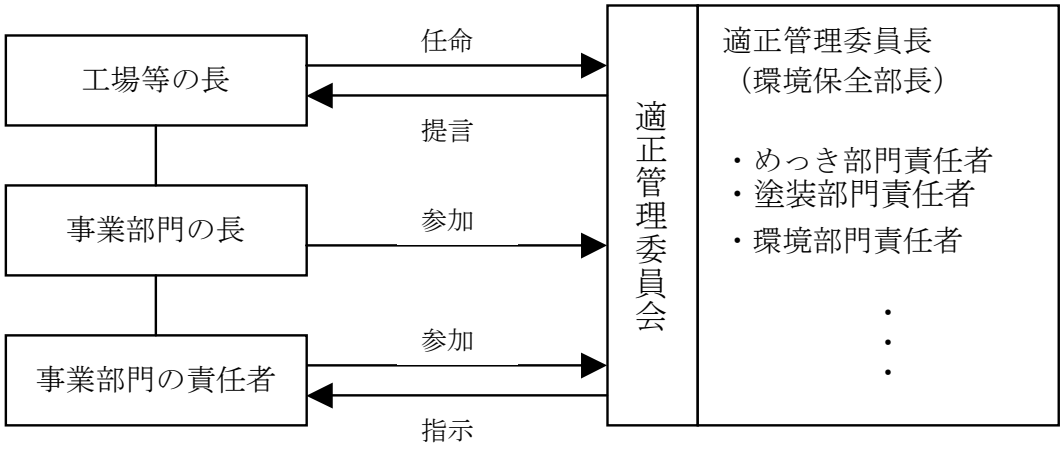

［管理責任者等の役割分担］

○　適正管理委員長

適正管理委員会の統括

環境管理目標及び方針の作成

○　めっき部門責任者

めっき工程に関する安全管理

環境への排出削減に係る取り組みの推進

事故処理マニュアルの作成

○　塗装部門責任者

塗装工程に関する安全管理

環境への排出削減に係る取り組みの推進

事故処理マニュアルの作成

○　環境部門責任者

化学物質購入審査に関すること

化学物質の情報収集・整理

化学物質管理規程の整備

従業員の教育及び訓練計画の策定

９　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）対策について

１　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）とは

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多くの物質が含まれます。

なお、ＶＯＣに該当する主な物質は 39 頁の表３のとおりです。

２　大気汚染防止法による排出規制等

ＶＯＣは浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。そのため、平成 16 年 5 月に大気汚染防止法が改正され、平成 18 年 4 月 1 日から一定要件に該当する施設を設置する工場・事業場に対する排出規制が始まりました。

この改正大気汚染防止法では、法による規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて（ベストミックス）、効果的な排出抑制を図ることとなっています。

３　愛知県ＮＯｘ・ＰＭ要綱によるＶＯＣ対策

愛知県では「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱（ＮＯｘ・ＰＭ要綱）」を策定し、工場・事業場におけるＶＯＣの自主的かつ計画的な排出抑制を推進しています。

そのため、特定化学物質以外のＶＯＣ（酢酸エチル、アルコール類など）についても、適正管理及び自主的な取り組みにより計画的な排出量の抑制を行っていただくことが望まれます。

４　ＶＯＣ対策と特定化学物質等適正管理書

特定化学物質以外のＶＯＣの取り扱いがある場合は、その物質についても適正管理方法や抑制計画等について検討し、特定化学物質等適正管理書を作成して提出してください。また、既に特定化学物質等適正管理書を届出されている事業者においても特定化学物質以外のＶＯＣの取り扱いがある場合は、その内容を反映して変更の届出として提出してください。特定化学物質以外のＶＯＣを含めた特定化学物質等適正管理書の作成例については 20 頁を参考にしてください。

１０　届出書の提出方法

（１）様式（49 頁参照）

様式は名古屋市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp）から
ダウンロードできます。

＜方法１＞

「トップページ」→「事業向け情報」→「ごみ・環境保全」
→「申請書・届出書ダウンロード」
→「環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書」→「化学物質関係」

＜方法２＞

「トップページ」→「申請書等ダウンロード」
→「事業者向けの環境保全・廃棄物に関する申請書・届出書ダウンロード」
→「環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書」→「化学物質関係」

○特定化学物質取扱量届出書を電子届出にて提出される場合は、Excel 形式の様式を使用してください。

（２）提出先

（１）の「化学物質関係」のページに記載するリンクから電子届出していただくか、下記の提出先まで郵送又は持参してください。

また、届出の内容等についてのお問い合わせ等も下記の提出先までお願いします。

提出先

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
（名古屋市役所東庁舎５階）
TEL：052-972-2677（直通）FAX：052-972-4155
E-mail：a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

（３）提出期限

①　特定化学物質取扱量届出書

毎年度４月１日から６月３０日までに前年度の取扱量を記載した届出書を提出してください。

②　特定化学物質等適正管理書

届出の義務が生じた日から起算して６か月以内に届出を行ってください。

特定化学物質等適正管理書については、内容を変更した場合、速やかに届け出る必要があります。特定化学物質以外のＶＯＣの適正管理方法や抑制計画等の内容を加えた場合や化管法施行令の一部改正に伴い、特定化学物質が変更になった場合も変更の届出を提出してください。ただし、化管法施行令一部改正に伴うそれぞれの物質に付された管理番号（物質番号）の変更のみの場合は変更の届出は不要です。

１１　［Ｑ＆Ａ］

県条例との関係について

Ｑ１：名古屋市内の事業所であれば愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出も提出する必要があるのか。

Ａ１：名古屋市内については、市条例（環境保全条例）と同等の定めがある県条例の規定は適用されません。そこで、取扱量及び管理書の届出は、名古屋市内の事業所であれば市条例に基づいて名古屋市に届出をするだけで結構です。

届出用紙について

Ｑ２：取扱量及び管理書の届出については、愛知県の様式で提出してもよいのか。

Ａ２：名古屋市内の事業所であれば、市条例に基づく名古屋市の様式で提出して頂く必要があります。

特定化学物質等適正管理書の変更の届出について

Ｑ３：管理書の変更の届出はどのような時に必要か。

Ａ３：管理書の内容を変更した時に届出が必要です。管理書に特定化学物質以外のＶＯＣの適正管理方法や抑制計画等の内容を加えた場合や化管法施行令の一部改正にともない、特定化学物質が変更になった場合にも変更の届出を提出していただくようお願いします。（ただし、化管法施行令一部改正に伴うそれぞれの物質に付された管理番号（物質番号）の変更のみの場合は変更の届出は不要です。）

　なお、法人の住所、名称、代表者、事業所の名称及び所在地が変更した際には変更の届出をしていただく必要はありません。

【参考資料】

○対象業種

環境保全条例の対象業種は、化管法の対象業種と同じです。

表１　対象業種コード表

政令番号	業種名	業種ｺｰﾄﾞ
1	金属鉱業	０５００
2	原油・天然ガス鉱業	０７００
3	製造業	
	食料品製造業	１２００
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	１３００
	酒類製造業	１３２０
	たばこ製造業	１３５０
	繊維工業	１４００
	衣服・その他の繊維製品製造業	１５００
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	１６００
	家具・装備品製造業	１７００
	パルプ・紙・紙加工品製造業	１８００
	出版・印刷・同関連産業	１９００
	化学工業（以下を除く。）	２０００
	塩製造業	２０２５
	医薬品製造業	２０６０
	農薬製造業	２０９２
	石油製品・石炭製品製造業	２１００
	プラスチック製品製造業	２２００
	ゴム製品製造業	２３００
	なめし革・同製品・毛皮製造業	２４００
	窯業・土石製品製造業	２５００
	鉄鋼業	２６００
	非鉄金属製造業	２７００
	金属製品製造業	２８００
	一般機械器具製造業	２９００
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	３０００
	電子応用装置製造業	３０６０
	電気計測器製造業	３０７０
	輸送機械器具製造業（以下を除く。）	３１００
	鉄道車両・同部分品製造業	３１２０
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	３１４０
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	３２００
	医療用機械器具・医療用品製造業	３２３０
	武器製造業	３３００
	その他の製造業	３４００

政令番号	業種名	業種ｺｰﾄﾞ
４	電気業	３５００
５	ガス業	３６００
６	熱供給業	３７００
７	下水道業	３８３０
８	鉄道業	３９００
９	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。）	４４００
１０	石油卸売業	５１３２
１１	鉄スクラップ卸売業（自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｼｮﾅｰに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰを取り外すものに限る。）	５１４２
１２	自動車卸売業（自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物質を回収するものに限る。）	５２２０
１３	燃料小売業	５９３０
１４	洗濯業	７２１０
１５	写真業	７４３０
１６	自動車整備業	７７００
１７	機械修理業	７８１０
１８	商品検査業	８６２０
１９	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	８６３０
２０	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	８７１６
２１	産業廃棄物処分業	８７２２
	特別管理産業廃棄物処分業	８７２４
２２	医療業	８８００
２３	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	９１４０
２４	自然科学研究所	９２１０

※　業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠してください。

注）国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、条例の対象となる事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載してください。

○対象化学物質

・環境保全条例の対象となる特定化学物質は、化管法の第一種指定化学物質と同じです。

・別紙への物質名の記入にあたり、別名のあるものは、別名を一つのみ記入してください。

・最左欄の○印は、特定第一種指定化学物質を示します。

表２　化管法に基づく第一種指定化学物質

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	1	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛に換算
	2	アクリルアミド			
	3	アクリル酸エチル			
	4	アクリル酸及びその水溶性塩			
	5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル			
	7	アクリル酸ブチル			
	8	アクリル酸メチル			
	9	アクリロニトリル			
	10	アクロレイン			
○	12	アセトアルデヒド			
	14	アセトンシアノヒドリン			
	15	アセナフテン			
	18	アニリン			
	20	２－アミノエタノール			
	21	５－アミノ－４－クロロ－２－フェニルピリダジン－３（２Ｈ）－オン	クロリダゾン		
	22	５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－３－シアノ－４－［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール	フィプロニル		
	23	パラ－アミノフェノール			
	25	４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン	メトリブジン		
	27	４－アミノ－３－メチル－６－フェニル－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン	メタミトロン		
	28	アリルアルコール			
	29	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン			
	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が１０から１４までのもの及びその混合物に限る。）			
	31	アンチモン及びその化合物			アンチモンに換算
	32	アントラセン			
○	33	石綿			
	34	３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート			
	36	イソプレン			
	37	４，４'－イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールＡ		
	40	イソプロピル＝２－（４－メトキシビフェニル－３－イル）ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート		
	41	３'－イソプロポキシ－２－トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル		
	44	インジウム及びその化合物			インジウムに換算
	46	エチル＝２－［４－（６－クロロ－２－キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート	キザロホップエチル		
	47	Ｏ－エチル＝Ｏ－（６－ニトロ－メタ－トリル）＝セカンダリ－ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス		
	48	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート	ＥＰＮ		
	49	Ｎ－（１－エチルプロピル）－２，６－ジニトロ－３，４－キシリジン	ペンディメタリン		
	50	Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート	モリネート		
	52	エチル＝（Ｚ）－３－［Ｎ－ベンジル－Ｎ－［［メチル（１－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート	アラニカルブ		
	53	エチルベンゼン			
	54	Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝（２－オキソ－３－チアゾリジニル）ホスホノチオアート	ホスチアゼート		
○	56	エチレンオキシド			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	57	エチレングリコールモノエチルエーテル			
	58	エチレングリコールモノメチルエーテル			
	59	エチレンジアミン			
	61	Ｎ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン	マンネブ		
	62	Ｎ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとＮ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物	マンコゼブ	マンゼブ	
	63	１，１'－エチレン－２，２'－ビピリジニウム＝ジブロミド	ジクアトジブロミド	ジクワット	
	64	２－（４－エトキシフェニル）－２－メチルプロピル＝３－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス		
	65	エピクロロヒドリン			
	66	１，２－エポキシブタン			
	68	１，２－エポキシプロパン	酸化プロピレン		
	72	塩化パラフィン（炭素数が１０から１３までのもの及びその混合物に限る。）			
	73	１－オクタノール			
	74	パラ－アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が８のものに限る。）			
○	75	カドミウム及びその化合物			カドミウムに換算
	78	２，４－キシレノール			
	79	２，６－キシレノール			
	80	キシレン			
	81	キノリン			
	82	銀及びその水溶性化合物			銀に換算
	83	クメン			
	84	グリオキサール			
	85	グルタルアルデヒド			
	86	クレゾール			
	87	クロム及び三価クロム化合物			クロムに換算
○	88	六価クロム化合物			クロムに換算
	89	クロロアニリン			
	90	２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン	アトラジン		
	91	２－（４－クロロ－６－エチルアミノ－１，３，５－トリアジン－２－イル）アミノ－２－メチルプロピオノニトリル	シアナジン		
	92	４－クロロ－３－エチル－１－メチル－Ｎ－［４－（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール－５－カルボキサミド	トルフェンピラド		
	93	２－クロロ－２'－エチル－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）－６'－メチルアセトアニリド	メトラクロール		
○	94	クロロエチレン	塩化ビニル		
	95	３－クロロ－Ｎ－（３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナム		
	96	１－［［２－［２－クロロ－４－（４－クロロフェノキシ）フェニル］－４－メチル－１，３－ジオキソラン－２－イル］メチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール	ジフェノコナゾール		
	98	クロロ酢酸			
	100	２－クロロ－２'，６'－ジエチル－Ｎ－（２－プロポキシエチル）アセトアニリド	プレチラクロール		
	101	２－クロロ－２'，６'－ジエチル－Ｎ－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロール		
	103	１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１４２ｂ		
	104	クロロジフルオロメタン	ＨＣＦＣ－２２		
	105	２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１２４		
	106	クロロトリフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１３３		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	108	（ＲＳ）－２－（４－クロロ－オルト－トリルオキシ）プロピオン酸	メコプロップ		
	113	２－クロロ－４，６－ビス（エチルアミノ）－１，３，５－トリアジン	シマジン	ＣＡＴ	
	115	４－（２－クロロフェニル）－Ｎ－シクロヘキシル－Ｎ－エチル－４，５－ジヒドロ－５－オキソ－１Ｈ－テトラゾール－１－カルボキサミド	フェントラザミド		
	117	（ＲＳ）－１－パラ－クロロフェニル－４，４－ジメチル－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）ペンタン－３－オール	テブコナゾール		
	121	パラ－クロロフェノール			
	123	３－クロロプロペン	塩化アリル		
	124	１－（２－クロロベンジル）－３－（１－メチル－１－フェニルエチル）尿素	クミルロン		
	125	クロロベンゼン			
	126	クロロペンタフルオロエタン	ＣＦＣ－１１５		
	127	クロロホルム			
	128	クロロメタン	塩化メチル		
	132	コバルト及びその化合物			コバルトに換算
	133	酢酸２－エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		
	134	酢酸ビニル			
	135	酢酸２－メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート		
	141	トランス－１－（２－シアノ－２－メトキシイミノアセチル）－３－エチル尿素	シモキサニル		
	143	４，４’－ジアミノジフェニルエーテル			
	144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）			シアンに換算
	146	Ｏ－２－ジエチルアミノ－６－メチルピリミジン－４－イル＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート	ピリミホスメチル		
	147	Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル	チオベンカルブ	ベンチオカーブ	
	148	Ｎ，Ｎ－ジエチル－３－（２，４，６－トリメチルフェニルスルホニル）－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－カルボキサミド	カフェンストロール		
	149	四塩化炭素			
	150	１，４－ジオキサン			
	152	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ		
	153	シクロヘキサ－１－エン－１，２－ジカルボキシイミドメチル＝（１ＲＳ）－シス－トランス－２，２－ジメチル－３－（２－メチルプロパ－１－エニル）シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン		
	154	シクロヘキシルアミン			
	156	ジクロロアニリン			
	157	１，２－ジクロロエタン			
	158	１，１－ジクロロエチレン	塩化ビニリデン		
○	160	３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン			
	161	ジクロロジフルオロメタン	ＣＦＣ－１２		
	162	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド	プロピザミド		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	163	ジクロロテトラフルオロエタン	ＣＦＣ－１１４		
	164	２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１２３		
	168	３－（３，５－ジクロロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－２，４－ジオキソイミダゾリジン－１－カルボキサミド	イプロジオン		
	169	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１，１－ジメチル尿素	ジウロン	ＤＣＭＵ	
	171	（２ＲＳ，４ＲＳ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール及び（２ＲＳ，４ＳＲ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾールの混合物	プロピコナゾール		
	172	３－［１－（３，５－ジクロロフェニル）－１－メチルエチル］－３，４－ジヒドロ－６－メチル－５－フェニル－２Ｈ－１，３－オキサジン－４－オン	オキサジクロメホン		
	174	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素	リニュロン		
	175	２，４－ジクロロフェノキシ酢酸	２，４－Ｄ	２，４－ＰＡ	
	176	１，１－ジクロロ－１－フルオロエタン	ＨＣＦＣ－１４１ｂ		
	177	ジクロロフルオロメタン	ＨＣＦＣ－２１		
○	178	１，２－ジクロロプロパン			
	179	１，３－ジクロロプロペン	Ｄ－Ｄ		
	181	ジクロロベンゼン			
	182	２－［４－（２，４－ジクロロベンゾイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］アセトフェノン	ピラゾキシフェン		
	183	４－（２，４－ジクロロベンゾイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリル＝４－トルエンスルホナート	ピラゾレート		
	184	２，６－ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル	ＤＢＮ	
	185	ジクロロペンタフルオロプロパン	ＨＣＦＣ－２２５		
	186	ジクロロメタン	塩化メチレン		
	187	２，３－ジシアノ－１，４－ジチアアントラキノン	ジチアノン		
	188	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシルアミン			
	190	ジシクロペンタジエン			
	191	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン		
	195	ジチオリン酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル	プロチオホス		
	196	ジチオリン酸Ｓ－（２，３－ジヒドロ－５－メトキシ－２－オキソ－１，３，４－チアジアゾール－３－イル）メチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル	メチダチオン	ＤＭＴＰ	
	197	ジチオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－１，２－ビス（エトキシカルボニル）エチル	マラソン	マラチオン	
	198	ジチオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－［（Ｎ－メチルカルバモイル）メチル］	ジメトエート		
	199	ジナトリウム＝２，２’－ビニレンビス［５－（４－モルホリノ－６－アニリノ－１，３，５－トリアジン－２－イルアミノ）ベンゼンスルホナート］	ＣＩフルオレスセント２６０		
	200	ジニトロトルエン			
	201	２，４－ジニトロフェノール			
	203	ジフェニルアミン			
	206	Ｎ－ジブチルアミノチオ－Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル	カルボスルファン		
	207	２，６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	209	ジブロモクロロメタン			
	210	２，２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド			
	211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン－２４０２		
	212	（ＲＳ）－Ｏ，Ｓ－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート		
	213	Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド			
	217	５－ジメチルアミノ－１，２，３－トリチアン	チオシクラム		
	218	ジメチルアミン			
	219	ジメチルジスルフィド			
	221	２，２－ジメチル－２，３－ジヒドロ－１－ベンゾフラン－７－イル＝Ｎ－［Ｎ－（２－エトキシカルボニルエチル）－Ｎ－イソプロピルスルフェナモイル］－Ｎ－メチルカルバマート	ベンフラカルブ		
	223	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン			
	224	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド			
	225	ジメチル＝２，２，２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン	ＤＥＰ	
	227	１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド	パラコート	パラコートジクロリド	
	229	ジメチル＝４，４’－（オルト－フェニレン）ビス（３－チオアロファナート）	チオファネートメチル		
	230	Ｎ－（１，３－ジメチルブチル）－Ｎ’－フェニル－パラ－フェニレンジアミン			
	232	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド			
	233	２－［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－２－フェニル酢酸エチル	フェントエート	ＰＡＰ	
	236	３，５－ジヨード－４－オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル		
	237	水銀及びその化合物			水銀に換算
	238	水素化テルフェニル			
	240	スチレン			
	242	セレン及びその化合物			セレンに換算
○	243	ダイオキシン類			
	244	２－チオキソ－３，５－ジメチルテトラヒドロ－２Ｈ－１，３，５－チアジアジン	ダゾメット		
	245	チオ尿素			
	248	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）	ダイアジノン		
	249	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）	クロルピリホス		
	250	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（５－フェニル－３－イソオキサゾリル）	イソキサチオン		
	251	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－ニトロフェニル）	フェニトロチオン	ＭＥＰ	
	252	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）	フェンチオン	ＭＰＰ	
	254	チオリン酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル	イプロベンホス	ＩＢＰ	
	255	デカブロモジフェニルエーテル			
	257	アルカノール（炭素数が１０のものに限る。）	デカノール		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	258	１，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７）］デカン	ヘキサメチレンテトラミン		
	259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		
	260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル	ＴＰＮ	
	261	４，５，６，７－テトラクロロイソベンゾフラン－１（３Ｈ）－オン	フサライド		
	262	テトラクロロエチレン			
	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸			
	266	２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン		
	267	３，７，９，１３－テトラメチル－５，１１－ジオキサ－２，８，１４－トリチア－４，７，９，１２－テトラアザペンタデカ－３，１２－ジエン－６，１０－ジオン	チオジカルブ		
	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム	チラム	
	270	テレフタル酸			
	271	テレフタル酸ジメチル			
	272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）			銅に換算
	273	１－ドデカノール	ノルマル－ドデシルアルコール		
	275	ドデシル硫酸ナトリウム			
	277	トリエチルアミン			
	279	１，１，１－トリクロロエタン			
	280	１，１，２－トリクロロエタン			
○	281	トリクロロエチレン			
	284	トリクロロトリフルオロエタン	ＣＦＣ－１１３		
	285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン		
	286	（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）オキシ酢酸	トリクロピル		
	287	２，４，６－トリクロロフェノール			
	288	トリクロロフルオロメタン	ＣＦＣ－１１		
	289	１，２，３－トリクロロプロパン			
	290	トリクロロベンゼン			
	292	トリブチルアミン			
	293	アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－Ｎ，Ｎ－ジプロピル－パラ－トルイジン	トリフルラリン		
	298	トリレンジイソシアネート			
○	299	トルイジン			
	300	トルエン			
	302	ナフタレン			
	308	ニッケル			
○	309	ニッケル化合物			ニッケルに換算

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	312	オルト－ニトロアニリン			
	314	パラ－ニトロクロロベンゼン			
	316	ニトロベンゼン			
	317	ニトロメタン			
	318	二硫化炭素			
	319	１－ノナノール	ノルマル－ノニルアルコール		
	320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）			
	321	バナジウム化合物			バナジウムに換算
	323	２，４－ビス（エチルアミノ）－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン	シメトリン		
	325	ビス（８－キノリノラト）銅	オキシン銅	有機銅	
	328	ビス（Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛	ジラム		
	329	ビス（Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸）Ｎ，Ｎ’－エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）	ポリカーバメート		
	331	Ｓ，Ｓ－ビス（１－メチルプロピル）＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス		
○	332	砒素及びその無機化合物			砒素に換算
	333	ヒドラジン			
	336	ヒドロキノン			
	337	４－ビニル－１－シクロヘキセン			
	340	ビフェニル			
	341	ピペラジン			
	342	ピリジン			
	343	ピロカテコール	カテコール		
	346	２－フェニルフェノール			
	347	Ｎ－フェニルマレイミド			
	348	フェニレンジアミン			
	349	フェノール			
	350	３－フェノキシベンジル＝３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン		
○	351	１，３－ブタジエン			
	354	フタル酸ジブチル			
	355	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）			
	356	フタル酸ブチル＝ベンジル			
	357	２－ターシャリ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニルテトラヒドロ－４Ｈ－１，３，５－チアジアジン－４－オン	ブプロフェジン		
	358	Ｎ－ターシャリ－ブチル－Ｎ’－（４－エチルベンゾイル）－３，５－ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド		
	360	Ｎ－［１－（Ｎ－ブチルカルバモイル）－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル	ベノミル		
	361	ブチル＝（Ｒ）－２－［４－（４－シアノ－２－フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート	シハロホップブチル		
	362	１－ターシャリ－ブチル－３－（２，６－ジイソプロピル－４－フェノキシフェニル）チオ尿素	ジアフェンチウロン		
	363	５－ターシャリ－ブチル－３－（２，４－ジクロロ－５－イソプロポキシフェニル）－１，３，４－オキサジアゾール－２（３Ｈ）－オン	オキサジアゾン		
	369	２－（４－ターシャリ－ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝２－プロピニル＝スルフィット	プロパルギット	ＢＰＰＳ	
	374	ふっ化水素及びその水溶性塩			ふっ素に換算
	375	２－ブテナール			
	376	Ｎ－ブトキシメチル－２－クロロ－２’，６’－ジエチルアセトアニリド	ブタクロール		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	378	Ｎ，Ｎ’－プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ		
	380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン－１２１１		
	381	ブロモジクロロメタン			
	382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン－１３０１		
	383	５－ブロモ－３－セカンダリ－ブチル－６－メチル－１，２，３，４－テトラヒドロピリミジン－２，４－ジオン	ブロマシル		
	384	１－ブロモプロパン			
○	385	２－ブロモプロパン			
	386	ブロモメタン	臭化メチル		
	388	６，７，８，９，１０，１０－ヘキサクロロ－１，５，５ａ，６，９，９ａ－ヘキサヒドロ－６，９－メタノ－２，４，３－ベンゾジオキサチエピン＝３－オキシド	エンドスルファン	ベンゾエピン	
	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド			
	390	ヘキサメチレンジアミン			
	391	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート			
	392	ヘキサン			
	393	ベタナフトール			
○	394	ベリリウム及びその化合物			ベリリウムに換算
	395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩			
	396	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）	ＰＦＯＳ		
○	397	ベンジリジン＝トリクロリド			
	398	ベンジル＝クロリド	塩化ベンジル		
	399	ベンズアルデヒド			
○	400	ベンゼン			
	401	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物			
	402	２－（２－ベンゾチアゾリルオキシ）－Ｎ－メチルアセトアニリド	メフェナセット		
	403	ベンゾフェノン			
○	404	ペンタクロロフェノール			
	405	ほう素化合物			ほう素に換算
○	406	ポリ塩化ビフェニル	ＰＣＢ		
	407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）			
	408	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が８のものに限る。）			
	409	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム			
	410	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）			
○	411	ホルムアルデヒド			
	412	マンガン及びその化合物			マンガンに換算
	413	無水フタル酸			
	415	メタクリル酸			
	420	メタクリル酸メチル			
	422	（Ｚ）－２’－メチルアセトフェノン＝４，６－ジメチル－２－ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン		
	424	メチル＝イソチオシアネート			
	426	Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル	カルボフラン		
	427	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル	カルバリル	ＮＡＣ	

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	428	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル	フェノブカルブ	ＢＰＭＣ	
	431	メチル＝（Ｅ）－２－［２－［６－（２－シアノフェノキシ）ピリミジン－４－イルオキシ］フェニル］－３－メトキシアクリラート	アゾキシストロビン		
	433	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸	カーバム		
	436	アルファ－メチルスチレン			
	438	メチルナフタレン			
	439	３－メチルピリジン			
	442	２－メチル－Ｎ－［３－（１－メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド	メプロニル		
	443	Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダート	メソミル		
	444	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ－［２－［［［［（Ｅ）－１－［３－（トリフルオロメチル）フェニル］エチリデン］アミノ］オキシ］メチル］フェニル］アセタート	トリフロキシストロビン		
	445	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ［２－（オルト－トリルオキシメチル）フェニル］アセタート	クレソキシムメチル		
	446	４，４’－メチレンジアニリン			
	448	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート			
	449	３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３’－メチルカルバニラート	フェンメディファム		
	450	Ｎ－（６－メトキシ－２－ピリジル）－Ｎ－メチルチオカルバミン酸Ｏ－３－ターシャリ－ブチルフェニル	ピリブチカルブ		
	453	モリブデン及びその化合物			モリブデンに換算
	456	りん化アルミニウム			
	457	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル	ジクロルボス	ＤＤＶＰ	
	458	りん酸トリス（２－エチルヘキシル）			
	459	りん酸トリス（２－クロロエチル）			
	460	りん酸トリトリル			
	461	りん酸トリフェニル			
	462	りん酸トリブチル			
	468	４－アリル－１，２－ジメトキシベンゼン			
	477	４，４’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	490	２－［４－（２，４－ジクロロ－メタ－トルオイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］－４－メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ		
	498	１，３－ジクロロ－２－プロパノール			
	507	１，２－ジブロモエタン	二臭化エチレン	ＥＤＢ	
	511	ジベンジルエーテル			
	522	１，１，２，２－テトラクロロエタン	四塩化アセチレン		
	528	トリブロモメタン	ブロモホルム		
	530	ナトリウム＝１，１’－ビフェニル－２－オラート			
	557	メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート	カルベンダジム		
	562	りん酸ジブチル＝フェニル			
	563	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）			
	564	アクリル酸２－エチルヘキシル			
	565	アクリル酸重合物			
	566	アジピン酸、（Ｎ－（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン又はＮ，Ｎ’－ビス（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン）と２－（クロロメチル）オキシランの重縮合物			
	567	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル			
	568	アセチルアセトン			
	569	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－［（３－ピリジルメチル）アミノ］－６－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］キナゾリン－２－オン	ピリフルキナゾン		
	570	オルト－アミノフェノール			
	571	３－アリルオキシ－１，２－ベンゾイソチアゾール－１，１－ジオキシド	プロベナゾール		
	572	アリル＝ヘキサノアート			
	573	アリル＝ヘプタノアート			
	574	［（３－アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）及び（Ｚ）－［［３－（オクタデカ－９－エンアミド）プロピル］（ジメチル）アンモニオ］アセタート並びにこれらの混合物			
	575	（３－アルカンアミドプロピル）（メチル）［２－（アルカノイルオキシ）エチル］アンモニウム＝クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）			
	576	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミン及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミン並びにこれらの混合物			
	577	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミンのオキシラン重付加物及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミンのオキシラン重付加物の混合物			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	578	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（アルキル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）及びアルファ－アルケニル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（アルケニル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）並びにこれらの混合物			
	579	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（メチルエタン－１，２－ジイル）］（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が９から１１までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が１０のものを主成分とするものに限る。）に限る。）			
	580	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が９から１１までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）			
	581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が１２から１６までのもの及びその混合物に限る。）			
	582	アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）	ホセチル	ホセチルアルミニウム	
	583	安息香酸ベンジル			
	584	アントラセン－９，１０－ジオン	アントラキノン		
	585	アルファ－（イソシアナトベンジル）－オメガ－（イソシアナトフェニル）ポリ［（イソシアナトフェニレン）メチレン］			
	586	イソプロピル＝３－クロロカルバニラート	クロルプロファム	ＩＰＣ	
	587	３－（４－イソプロピルフェニル）－２－メチルプロパナール			
	588	４－イソプロピル－３－メチルフェノール			
	589	１，１'－（イミノジオクタメチレン）ジグアニジン＝トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩		
	590	エチリデンノルボルネン			
	591	エチルシクロヘキサン			
	592	５－エチル－５，８－ジヒドロ－８－オキソ－［１，３］ジオキソロ［４，５－ｇ］キノリン－７－カルボン酸	オキソリニック酸		
	593	Ｎ－エチル－Ｎ，Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミニウムの塩			
	594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ		
	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			
	596	（４－エトキシフェニル）［３－（４－フルオロ－３－フェノキシフェニル）プロピル］ジメチルシラン	シラフルオフェン		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	597	塩化直鎖パラフィン（炭素数が１４から１７までのもの及びその混合物に限る。）			
	598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			
	599	オキサシクロヘキサデカン－２－オン			
	600	オクタブロモジフェニルエーテル			
	601	オクタメチルシクロテトラシロキサン			
	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			
	603	過酢酸			
	604	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート			
	605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			
	606	１－（２－クロロイミダゾ［１，２－ａ］ピリジン－３－イルスルホニル）－３－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）尿素	イマゾスルフロン		
	607	２－クロロ－２'－エチル－Ｎ－［（１Ｓ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６'－メチルアセトアニリド及び２－クロロ－２'－エチル－Ｎ－［（１Ｒ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６'－メチルアセトアニリドの混合物（２－クロロ－２'－エチル－Ｎ－［（１Ｓ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６'－メチルアセトアニリドの含有率が８０重量パーセント以上のものに限る。）	Ｓ－メトラクロール		
	608	３－（４－クロロ－５－シクロペンチルオキシ－２－フルオロフェニル）－５－イソプロピリデン－１，３－オキサゾリジン－２，４－ジオン	ペントキサゾン		
	609	５－クロロ－２－（２，４－ジクロロフェノキシ）フェノール	トリクロサン		
	610	（ＲＳ）－５－クロロ－Ｎ－（１，３－ジヒドロ－１，１，３－トリメチルイソベンゾフラン－４－イル）－１，３－ジメチル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド	フラメトピル		
	611	３'－クロロ－４，４'－ジメチル－１，２，３－チアジアゾール－５－カルボキサニリド	チアジニル		
	612	（ＲＳ）－２－クロロ－Ｎ－（２，４－ジメチル－３－チエニル）－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミド		
	613	（Ｓ）－２－クロロ－Ｎ－（２，４－ジメチル－３－チエニル）－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミドＰ		
	614	３－クロロ－Ｎ－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルカルバモイル）－１－メチル－４－（５－メチル－５，６－ジヒドロ－１，４，２－ジオキサジン－３－イル）ピラゾール－５－スルホンアミド	メタゾスルフロン		
	615	３－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－５－メチル－Ｎ－ニトロ－１，３，５－オキサジアジナン－４－イミン	チアメトキサム		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	616	（Ｅ）－１－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－３－メチル－２－ニトログアニジン	クロチアニジン		
	617	トランス－Ｎ－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－Ｎ'－シアノ－Ｎ－メチルアセトアミジン	アセタミプリド		
	618	１－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－Ｎ－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン	イミダクロプリド		
	619	３－（６－クロロピリジン－３－イルメチル）－１，３－チアゾリジン－２－イリデンシアナミド	チアクロプリド		
	620	２－［２－クロロ－４－メシル－３－［（テトラヒドロフラン－２－イルメトキシ）メチル］ベンゾイル］シクロヘキサン－１，３－ジオン	テフリルトリオン		
	621	３－（２－クロロ－４－メシルベンゾイル）－４－フェニルスルファニルビシクロ［３．２．１］オクタ－３－エン－２－オン	ベンゾビシクロン		
	622	（Ｅ）－Ｎ－［２－クロロ－５－［１－（６－メチルピリジン－２－イルメトキシイミノ）エチル］ベンジル］カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ		
	623	酢酸ヘキシル			
	624	サリチル酸メチル			
	625	ジイソプロピルナフタレン			
	626	ジエタノールアミン			
	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			
	628	１，４－ジオキサシクロヘプタデカン－５，１７－ジオン			
	629	シクロヘキサン			
	630	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル			
	631	シクロヘキセン			
	632	１，２－ジクロロエチレン			
	633	４，５－ジクロロ－２－オクチルイソチアゾール－３（２Ｈ）－オン			
	634	３，４－ジクロロ－２'－シアノ－１，２－チアゾール－５－カルボキサニリド	イソチアニル		
	635	２'，４－ジクロロ－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－４'－ニトロ－メタ－トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド		
	636	Ｏ－（２，６－ジクロロ－パラ－トリル）＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート	トルクロホスメチル		
	637	１－（２，４－ジクロロフェニル）－Ｎ－（２，４－ジフルオロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド	イプフェンカルバゾン		
	638	Ｎ－（３，５－ジクロロフェニル）－１，２－ジメチルシクロプロパン－１，２－ジカルボキシミド	プロシミドン		
	639	２，３－ジクロロ－Ｎ－４－フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド		
	640	２－（２，４－ジクロロ－３－メチルフェノキシ）プロピオンアニリド	クロメプロップ		

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	641	（３Ｒ，４Ｓ，５Ｓ，６Ｒ，７Ｒ，９Ｒ，１１Ｒ，１２Ｒ，１３Ｓ，１４Ｒ）－４－［（２，６－ジデオキシ－３－Ｃ－メチル－３－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－リボ－ヘキソピラノシル）オキシ］－１４－エチル－１２，１３－ジヒドロキシ－７－メトキシ－３，５，７，９，１１，１３－ヘキサメチル－６－［［３，４，６－トリデオキシ－３－（ジメチルアミノ）－ベータ－Ｄ－キシロ－ヘキソピラノシル］オキシ］オキサシクロテトラデカン－２，１０－ジオン	クラリスロマイシン		
	642	ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩			
	643	四ナトリウム＝５，８－ビス（カルボジチオアト）－２，５，８，１１，１４－ペンタアザペンタデカンビス（ジチオアート）			
	644	５，５－ジフェニル－２，４－イミダゾリジンジオン			
	645	４－（２，２－ジフルオロ－１，３－ベンゾジオキソール－４－イル）－１Ｈ－ピロール－３－カルボニトリル	フルジオキソニル		
	646	Ｎ，Ｎ－ジプロピルチオカルバミン酸＝Ｓ－ベンジル	プロスルホカルブ		
	647	２'，６'－ジブロモ－２－メチル－４'－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１，３－チアゾール－５－カルボキサニリド	チフルザミド		
	648	（４Ｓ，４ａＲ，５Ｓ，５ａＲ，６Ｓ，１２ａＳ）－４－（ジメチルアミノ）－３，５，６，１０，１２，１２ａ－ヘキサヒドロキシ－６－メチル－１，１１－ジオキソ－１，４，４ａ，５，５ａ，６，１１，１２ａ－オクタヒドロテトラセン－２－カルボキサミド	オキシテトラサイクリン		
	649	３－（３，３－ジメチルウレイド）フェニル＝ターシャリ－ブチルカルバマート	カルブチレート		
	650	（２Ｅ）－３，７－ジメチルオクタ－２，６－ジエニル＝アセタート	酢酸ゲラニル		
	651	Ｎ，Ｎ－ジメチルオクタデシルアミン			
	652	３，７－ジメチルオクタン－３－オール			
	653	ジメチル（１－フェニルエチル）ベンゼン			
	654	３，３－ジメチルブタン酸＝３－メシチル－２－オキソ－１－オキサスピロ［４．４］ノナ－３－エン－４－イル	スピロメシフェン		
	655	（ＲＳ）－Ｎ－［２－（１，３－ジメチルブチル）－３－チエニル］－１－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド	ペンチオピラド		
	656	２'－［（ＲＳ）－１，３－ジメチルブチル］－５－フルオロ－１，３－ジメチルピラゾール－４－カルボキサニリド	ペンフルフェン		
	657	２，２－ジメチルプロパン酸＝（Ｅ）－２－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－シアノ－１－（１，３，４－トリメチルピラゾール－５－イル）ビニル	シエノピラフェン		
	658	Ｎ－（１，２－ジメチルプロピル）－Ｎ－エチルチオカルバミン酸Ｓ－ベンジル	エスプロカルブ		
	659	２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタン	カンフェン		
	660	Ｎ'－［１，１－ジメチル－２－（メチルスルホニル）エチル］－３－ヨード－Ｎ－［２－メチル－４－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］フェニル］フタルアミド	フルベンジアミド		
	661	１，２－ジメトキシエタン			
	662	アルファ－（４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－オルト－トルイル酸メチル	ベンスルフロンメチル		
	663	（ＲＳ）－７－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルチオ）－３－メチル－２－ベンゾフラン－１（３Ｈ）－オン	ピリフタリド		
	664	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシドを除く。）			スズに換算
	665	セリウム及びその化合物			セリウムに換算

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	666	タリウム及びその化合物			タリウムに換算
	667	炭化けい素			
	668	炭酸リチウム			
	669	チオシアン酸銅（Ｉ）			
	670	チオりん酸Ｏ－４－シアノフェニル－Ｏ，Ｏ－ジメチル	シアノホス	ＣＹＡＰ	
	671	１，１'－［（１Ｒ，２Ｒ，３Ｓ，４Ｒ，５Ｒ，６Ｓ）－４－［［５－デオキシ－２－Ｏ－［２－デオキシ－２－（メチルアミノ）－アルファ－Ｌ－グルコピラノシル］－３－Ｃ－ホルミル－アルファ－Ｌ－リキソフラノシル］オキシ］－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル］ジグアニジン	ストレプトマイシン		
	672	（２Ｒ，３ａＳ，５ａＲ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＲ）－２－［（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル）オキシ］－１３－［［４－（ジメチルアミノ）－２，３，４，６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル］オキシ］－９－エチル－１４－メチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ［３，２－ｄ］オキサシクロドデシン－７，１５－ジオン（別名スピノシンＡ）及び（２Ｓ，３ａＲ，５ａＳ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＳ）－２－［（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル）オキシ］－１３－［［４－（ジメチルアミノ）－２，３，４，６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル］オキシ］－９－エチル－４，１４－ジメチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ［３，２－ｄ］オキサシクロドデシン－７，１５－ジオン（別名スピノシンＤ）の混合物	スピノサド		
	673	デカナール	デシルアルデヒド		
	674	テトラヒドロフラン			
	675	テトラフルオロエチレン			
	676	２，２，３，３－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン	フルプロパネートナトリウム塩	
	677	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド			
	678	１－［（１Ｒ，２Ｒ，５Ｓ，７Ｒ）－２，６，６，８－テトラメチルトリシクロ［５．３．１．０（１，５）］ウンデカ－８－エン－９－イル］エタノン			
	679	テルル及びその化合物			テルルに換算
	680	ドデカン－１－チオール			
	681	２－（Ｎ－ドデシル－Ｎ，Ｎ－ジメチルアンモニオ）アセタート			
	682	１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリアミン	メラミン		
	683	トリイソプロパノールアミン			
	684	トリオクチルアミン			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	685	Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－１，２，３，６－テトラヒドロフタルイミド	キャプタン		
	686	トリシクロ［５．２．１．０（２，６）］デカ－４－エン－３－イル＝プロピオナート			
	687	トリメチルアミン			
	688	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩			
	689	（Ｅ）－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－１－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン			
	690	Ｎ，Ｎ，Ｎ－トリメチルドデカン－１－アミニウムの塩			
	691	トリメチルベンゼン			
	692	２，４，４－トリメチルペンタ－１－エン及び２，４，４－トリメチルペンタ－２－エンの混合物			
	693	トリメトキシ－［３－（オキシラン－２－イルメトキシ）プロピル］シラン			
	694	ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（アルカンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれらの混合物			
	695	ナトリウム＝１－オキソ－１ラムダ（５）－ピリジン－２－チオラート			
	696	ナトリウム＝（ドデカノイルオキシ）ベンゼンスルホナート			
○	697	鉛及びその化合物			鉛に換算
	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩			
	699	パラホルムアルデヒド			
	700	ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が１２、１４、１６、１８又は２０のもの及びその混合物に限る。）			
	701	２，４－ビス（イソプロピルアミノ）－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン	プロメトリン		
	702	ビス（２－エチルヘキシル）＝（Ｚ）－ブタ－２－エンジオアート			
	703	ビス（２－スルフィドピリジン－１－オラト）銅			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	704	（Ｔ－４）－ビス［２－（チオキソ－カッパＳ）－ピリジン－１（２Ｈ）－オラト－カッパＯ］亜鉛（Ⅱ）			
	705	ビス（２，２，６，６－テトラメチル－４－ピペリジル）＝セバケート			
○	706	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド			
	707	Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）アルカンアミド（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）、（Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９－エンアミド及び（９Ｚ，１２Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９，１２－ジエンアミド並びにこれらの混合物			
	708	（１－ヒドロキシエタン－１，１－ジイル）ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			
	709	ピペロナール	ヘリオトロピン		
	710	フタル酸ジオクチル			
	711	２－ターシャリ－ブチルアミノ－４－シクロプロピルアミノ－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン			
	712	ターシャリ－ブチル＝２－エチルペルオキシヘキサノアート			
	713	２－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			
	714	４－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			
	715	１－（５－ターシャリ－ブチル－１，３，４－チアジアゾール－２－イル）－１，３－ジメチル尿素	テブチウロン		
	716	２－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－シアノ－３－オキソ－３－（２－トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸＝２－メトキシエチル	シフルメトフェン		
	717	３－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）プロパナール			
	718	３－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－メチルプロパナール			
	719	２－ターシャリ－ブチルフェノール			
	720	２－ターシャリ－ブトキシエタノール			
	721	フルフラール			
	722	４－ブロモ－２－（４－クロロフェニル）－１－エトキシメチル－５－（トリフルオロメチル）ピロール－３－カルボニトリル	クロルフェナピル		
	723	３－ブロモ－Ｎ－［４－クロロ－２－メチル－６－（メチルカルバモイル）フェニル］－１－（３－クロロピリジン－２－イル）－１Ｈ－ピラゾール－５－カルボキサミド	クロラントラニリプロール		
	724	３－（３－ブロモ－６－フルオロ－２－メチルインドール－１－イルスルホニル）－Ｎ，Ｎ－ジメチル－１，２，４－トリアゾール－１－スルホンアミド	アミスルブロム		
	725	ヘキサヒドロ－１，３，５－トリス（２－ヒドロキシエチル）－１，３，５－トリアジン			
	726	４，６，６，７，８，８－ヘキサメチル－１，３，４，６，７，８－ヘキサヒドロシクロペンタ［ｇ］イソクロメン			
	727	ヘキサンジヒドラジド			
	728	ヘキシル＝２－ヒドロキシベンゾアート			
	729	１－ヘキセン			

	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
			その1	その2	
	730	１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－２，３－エポキシ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン	ヘプタクロルエポキシド		
	731	ヘプタン			
	732	５－ヘプチルオキソラン－２－オン			
	733	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	ＰＦＯＡ及びその塩		
	734	２－ベンジリデンオクタナール			
	735	３－（１，３－ベンゾジオキソール－５－イル）－２－メチルプロパナール			
	736	無水酢酸			
	737	メチルイソブチルケトン			
	738	メチル＝２－（３－オキソ－２－ペンチルシクロペンチル）アセタート			
	739	２－［メチル－［（Ｚ）－オクタデカ－９－エノイル］アミノ］酢酸	オレオイルザルコシン		
	740	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩		
	741	Ｎ－メチルジデカン－１－イルアミン			
	742	２－メチルチオ－４－エチルアミノ－６－（１，２－ジメチルプロピルアミノ）－ｓ－トリアジン	ジメタメトリン		
	743	メチル＝ドデカノアート			
	744	（Ｅ）－３－メチル－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン			
	745	（ＲＳ）－１－メチル－２－ニトロ－３－（テトラヒドロ－３－フリルメチル）グアニジン	ジノテフラン		
	746	Ｎ－メチル－２－ピロリドン			
	747	２－メチルプロパン－２－チオール			
	748	３－メチルペンタ－３－エン－２－オンと３－メチリデン－７－メチルオクタ－１，６－ジエンの反応生成物であって、１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，４，５，６，７，８－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノン、１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，４，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノン及び１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，５，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノンの混合物を８０重量パーセント以上含有するもの			
	749	３－メトキシアニリン			
	750	（Ｅ）－２－メトキシイミノ－Ｎ－メチル－２－（２－フェノキシフェニル）アセトアミド	メトミノストロビン		
	751	２－（２－メトキシエトキシ）エタノール			
	752	１－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン			
	753	硫化（２，４，４－トリメチルペンテン）			
	754	硫酸ジメチル			

○ＶＯＣ（揮発性有機化合物）に該当する主な物質

表３

1	※トルエン	34	※エチルシクロヘキサン	68	※アクリロニトリル
2	※キシレン	35	テトラリン	69	※テトラヒドロフラン
3	※1,3,5－トリメチルベンゼン	36	メチルアミルケトン	70	※エチレングリコールモノメチルエーテル
4	酢酸エチル	37	メチル n－ブチルケトン		
5	デカン	38	※クロロメタン	71	n－プロピルブロマイド
6	メタノール	39	ベンジルアルコール	72	※メタクリル酸メチル
7	※ジクロロメタン	40	シクロペンタノン	73	※1,3－ブタジエン
8	メチルエチルケトン	41	2－メチル－1－ブテン	74	※1,1－ジクロロエチレン
9	n－ブタン	42	※n－ヘプタン	75	2,4－ジメチルペンタン
10	イソブタン	43	ビシクロヘキシル	76	※酸化プロピレン
11	※トリクロロエチレン	44	※N,N－ジメチルホルムアミド	77	※クロロホルム
12	イソプロピルアルコール	45	trans-2－ペンテン	78	※臭化メチル
13	酢酸ブチル	46	cis-2－ペンテン	79	ジペンテン
14	アセトン	47	※スチレン	80	1－ヘプテン
15	※メチルイソブチルケトン	48	※N－メチル－2－ピロリドン	81	※1,4－ジオキサン
16	※ブチルセロソルブ	49	エチルセロソルブアセテート	82	アセトニトリル
17	※n－ヘキサン	50	※ベンゼン	83	※塩化アリル
18	n－ブタノール	51	イソホロン	84	※アクリル酸
19	n－ペンタン	52	シクロヘキサノン	85	※イソプレン
20	cis-2－ブテン	53	エタノール	86	※アセトアルデヒド
21	イソブタノール	54	メチルシクロペンタン	87	※1,2－ジクロロプロパン
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	55	※酢酸ビニル	88	メチルセロソルブアセテート
23	※テトラクロロエチレン	56	3－メチルヘキサン	89	※エチレンオキシド
24	※シクロヘキサン	57	2,3－ジメチルブタン	90	※o－ジクロロベンゼン
25	酢酸プロピル	58	2,2－ジメチルブタン	91	※クロロベンゼン
26	trans-2－ブテン	59	メチルシクロヘキサン	92	ギ酸メチル
27	エチルセロソルブ	60	イソプロピルセロソルブ	93	※トリエチルアミン
28	ウンデカン	61	※1,2－ジクロロエタン	94	3－メチルヘプタン
29	ノナン	62	※塩化ビニル	95	※フェノール
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	63	※テトラフルオロエチレン	96	※ナフタレン
		64	※エチルベンゼン	97	※アクリル酸メチル
31	2－メチルペンタン	65	※クメン	98	※シクロヘキシルアミン
32	エチレングリコール	66	クロロエタン	99	※ホルムアルデヒド
33	2－メチル－2－ブテン	67	※トリクロロエタン	100	※エピクロロヒドリン

環境省通知［環管大発第 050617001 号（平成 17 年 6 月 17 日付）］から抜粋

注意：※がついている物質は特定化学物質

○政令で定める製品の要件

当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が１％以上（特定第一種指定化学物質の場合０．１％以上）である製品であって次の表４に該当しないものをいいます。

表４

1	事業者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状、又は粒状にならない製品
2	第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
3	主として一般消費者の生活の用に供される製品
4	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条四項に規定する再生資源をいう。）

参考〈政令で定める製品の要件に該当する製品の例〉

製品の形状等	製品の例
気体又は液体のもの	溶剤・接着剤・塗料・ガソリン
固体のもので固有の形状を有しないもの	添加剤（粉末状）・試薬（粉末状）
固体のうち固有の形状を有し取り扱いの過程で溶融、蒸発、融解するもの	めっきの金属電極・インゴット・樹脂ペレット
精錬や切断等の加工に伴い環境中に排出されるもの	石綿製品・切削工具部品

○特別要件施設

化管法の届出該当事業者の取扱量等に関する要件のうち、第１種指定化学物質の年間取扱量に係らないものです。化管法のみの要件であり、環境保全条例では定められていません。

表５　特別要件施設

	要　　件
1	金属、原油又は天然ガス鉱業を営む者にあっては、鉱山保安法（昭和２４年法律第７０号）第８条第１項に規定する建設物、工作物、その他の施設を設置していること。
2	下水道業を営む者にあっては、下水道終末処理施設を設置していること。
3	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営む者にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
4	ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）第２条第２項に規定する特定施設を設置していること。

○　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則（抄）

条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）
第1章　総則 （目的） 第 1 条　この条例は、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。	第1章　総則 （趣旨） 第 1 条　この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（用語の定義） 第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (5) 特定化学物質　その性状、使用状況等からみて、特に適正な管理が必要とされる化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物をいう。）として規則で定めるものをいう。 (6) 特定化学物質等　特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって規則で定める要件に該当するものをいう。	（特定化学物質） 第２条　条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)第 2 条第 2 項に規定する第１種指定化学物質とする。 （特定化学物質等の要件） 第 3 条　条例第 2 条第 6 号の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号）第 5 条に規定するとおりとする。
第 7 節　化学物質の適正管理 （化学物質適正管理指針の策定等） 第 46 条　市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。 2　市長は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。 3　市長は、化学物質の性状、取扱方法等に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。 （化学物質の適正管理） 第 47 条　化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その工場等における化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めな	第 4 節　化学物質の適正管理

ければならない。 （特定化学物質の取扱量の把握、届出等） 第48条　特定化学物質等を取り扱う事業者のうち、規則で定める要件に該当する事業者であって、規則で定める工場等を有しているもの（以下「特定化学物質等取扱事業者」という。）は、化学物質適正管理指針に基づき、特定化学物質及び当該工場等ごとに、その特定化学物質の取扱量を把握しなければならない。 2　特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、特定化学物質及び当該工場等ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量を市長に届け出なければならない。	（特定化学物質等取扱事業者の要件） 第43条　条例第48条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この節において「令」という。）第3条各号に掲げる業種に属する事業を営む者であること。 (2) 常時使用する従業員の数が21人以上であること。 2　条例第48条第1項の規則で定める工場等は、令第4条第1号イ又はロに掲げる事業所のいずれかに該当する工場等とする。 （特定化学物質の取扱量の届出） 第44条　条例第48条第2項の規定による届出は、毎年度6月末日までに、特定化学物質取扱量届出書（第12号様式）によって行わなければならない。 （市長が定める分類の名称による公表） 第45条　条例48条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第2項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第3項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。 2　特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、条例第48条第2項の規定による届出と併せて、対応する化学物質の分類の名称への変更請求書（第13号様式）を提出することによって行わなければならない。 3　市長は、第1項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。 4　市長は、第1項の請求を認めない場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。 5　前2項の決定は、第1項の請求があっ

	た日から30日以内にするものとする。 6　前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を通知しなければならない。
3　市長は、前項の規定により届け出られた取扱量を集計し、公表するものとする。 （特定化学物質等適正管理書の作成等） 第49条　特定化学物質等取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、工場等ごとに、特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面（以下「特定化学物質等適正管理書」という。）を作成するよう努めなければならない。 2　特定化学物質等取扱事業者のうち、規則で定める工場等を設置する者は、化学物質適正管理指針に基づき、当該工場等ごとに、特定化学物質等適正管理書を作成し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。	（特定化学物質等適正管理書の届出） 第46条　条例第49条第2項の規定で定める工場等は、その常時使用する従業員の数が21人以上である工場等とする。 2　条例第 49 条第 2 項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する要件に該当することとなった日から起算して 6 月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。 3　条例第 49 条第 2 項後段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。
3　前項の規定により特定化学物質等適正管理書を届け出た事業者は、周辺の住民等から求めがあったときは、当該特定化学物質等適正管理書の内容を説明するよう努めなければならない。 （事故による特定化学物質の排出時の措置） 第50条　前条第2項に規定する事業者は、同項に規定する工場等における事故の発生によって、特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は周辺の生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、特定化学物質の排出防止等の応急措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、事故の状況、講じた措置の概要その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。	（事故時の報告） 第47条　条例第50条第1項の規定による報告は、事故状況等報告書（第 15 号様式）によって行わなければならない。 2　条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事故の状況 (2) 講じた措置の概要 (3) 工場等の周辺における被害の状況 (4) 再発防止のための措置の概要

2　市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事業者が同項に規定する応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 （技術的な助言等） 第51条　市長は、特定化学物質等を取り扱う事業者による特定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、当該事業者に対する技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 第8章　罰則 第129条　第21条、第22条第2項、第35条第2項、第38条第2項、第44条第2項、第50条第2項、第59条第3項、第69条又は第70条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 第130条　次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第16条第1項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置した者 (2) 第18条第1項の規定による許可を受けないで第16条第2項第3号又は第4号に掲げる事項を変更した者 (3) 第64条第1項の規定による許可を受けないで地下水を採取している者 (4) 第66条第1項の規定による許可を受けないで第64条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者 第131条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第16条第7項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定を受けないで大気規制工場の使用を開始した者 (2) 第17条第1項、第30条第1項又は第65条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第132条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第31条第1項、第32条第1項又は第37条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第127条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	

第 133 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 129 条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 第 134 条　次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の過料に処する。 (1) 第 16 条第 5 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 19 条（第 34 条において準用する場合を含む。）、第 20 条第 3 項（第 34 条及び第 68 条において準用する場合を含む。）、第 37 条第 2 項、第 48 条第 2 項又は第 67 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 49 条第 2 項の規定に違反して特定化学物質等適正管理書の届出をしなかった者 (3) 第 71 条第 1 項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者	
附　則 （施行期日） 第 1 条　この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項（第 28 条第 3 項、第 38 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 62 条第 2 項及び第 63 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 3 項及び第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条、第 91 条、第 98 条第 2 項及び第 3 項、第 116 条第 1 項及び第 2 項、第 121 条、次条並びに附則第 9 条（第 5 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第 48 条から第 50 条まで、第 92 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 99 条から第 102 条まで、第 129 条（第 50 条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 134 条第 1 号（第 48 条第 2 項に係る部分に限る。）及び第 2 号の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 4 節並びに第 4 章第 1 節及び第 2 節の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 （特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例） 11　平成 21 年度において把握すべき条例第 48 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量（以下この項において「取扱

	量」という。）及び平成 22 年度において届け出るべき取扱量並びに平成 21 年度において作成し、又は変更すべき条例第 49 条第 1 項に規定する特定化学物質等適正管理書については、第 2 条及び第 43 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 356 号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とし、第 43 条第 1 項第 1 号に規定する条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、旧令第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者とする。 12　令和 5 年度において届け出るべき条例第 48 条第 2 項に規定する特定化学物質の取扱量については、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 288 号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とする。 附　則（平成 21 年規則第 115 号） この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。 附則（令和 4 年規則第 113 号） （施行期日） 1　この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第 12 号様式は、令和 6 年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）第 48 条第 2 項の規定による届出について適用し、令和 5 年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。 3　新規則第 13 号様式は、令和 6 年度以降

	における新規則第 45 条第 1 項の規定による請求について適用し、令和 5 年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。

○　環境保全条例に基づく様式

第 12 号様式（第 44 条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年　　月　　日

名古屋市長　様

届出者　郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 48 条第 2 項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数（全社）			
工場等において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号（1　～　　）のとおり		
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 45 条第 1 項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	1　有 2　無		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号等		
※　整理番号			

注 1　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年 4 月 1 日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあっては、事業を開始した日）における人数を記載してください。

2　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2 以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

3　※印のある欄は記載しないでください。

備考　届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4 とします。

別　紙

別紙番号	

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番　号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量（ｋｇ／年）
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		
	第　　号		

整理番号	※

注１　別紙が２枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
２　「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定による届出（以下、「PRTR 届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。
３　「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR 届出の際に記載する第１種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
４　「年間取扱量」の有効数字は、２桁とします。
５　※印のある欄は記載しないでください。

第 13 号様式（第 45 条関係）

対応する化学物質の分類の名称への変更請求書

年　　月　　日

名古屋市長　様

請求者　郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 45 条第 1 項の規定により、次の特定化学物質の名称について、当該特定化学物質の名称に代えて、対応する化学物質の名称によって公表することを請求します。

工場等の名称		
工場等の所在地		
特定化学物質の管理番号		第　　号
特定化学物質の名称		
対応する化学物質の分類の名称		第　類　（　　）
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条の規定による請求等の状況		1　請求の有無　有　・　無 2　審査結果 （　　年度）　請求中・承　認・不承認 （　　年度）　承　認・不承認 （　　年度）　承　認・不承認
秘密情報に該当する理由		別紙のとおり
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号等	
※　整理番号		

注 1　請求書は、工場等及び物質ごとに作成してください。
2　請求書は、特定化学物質取扱量届出書と併せて提出してください。
3　「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出の際に記載する第 1 種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
4　「秘密情報に該当する理由」については、別紙として事実を証する書類を添付してください。
5　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条の規定による請求により承認されている場合は、主務大臣からの決定の通知書の写しを添付してください。
6　※印のある欄は記載しないでください。
備考　届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とします。

第 14 号様式（第 46 条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書

年　　月　　日

名古屋市長　様

届出者　郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 49 条第 2 項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数（全社）			
工場等において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	うち主たるもの		
特定化学物質等適正管理書	別添のとおり		
変更の概要			
連絡先	担当部署		※　整理番号
	担当者氏名		
	電話番号等		

注 1　特定化学物質等適正管理書は、工場等ごとに作成してください。
2　「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、届出日における人数を記載してください。
3　「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、２以上の業種に属する事業を行う工場等にあっては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
4　「変更の概要」の欄には、変更の届出の場合にのみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させてください。
5　※印のある欄は記載しないでください。
備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4 とします。

第 15 号様式（第 47 条関係）

事 故 状 況 等 報 告 書

年　　月　　日

名古屋市長　様

報告者　郵便番号
住　　所

名　　称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 50 条第 1 項の規定により、特定化学物質の排出に係る事故の状況等について、次のとおり報告します。

工場等の名称		
工場等の所在地		
事故の状況	事故の発生日時	
	事故の発生場所	
	排出した特定化学物質の名称及び排出量	
	事故の発生の原因及びその概要	
講じた措置の概要		
工場等の周辺における被害の状況		
再発防止のための措置の概要		
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号等	
※　整理番号		

注 1　「事故の発生の原因及びその概要」、「講じた措置の概要」、「工場等の周辺における被害の状況」及び「再発防止のための措置の概要」の欄の記載に当たっては、必要に応じ、別紙を添付してください。
　2　※印のある欄は記載しないでください。
備考　報告書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とします。

○　化学物質適正管理指針

1　目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第46条第1項の規定に基づき、化学物質を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的とする。

2　化学物質の適正管理の方法

(1) 適正管理を行う化学物質

この指針に基づき管理する化学物質は、条例第 2条第 5号に掲げる特定化学物質及びその取扱量、性状等から環境の保全上の支障を未然に防止するために適正な管理が必要と認められる化学物質として事業者が自主的に定めた化学物質とする。

(2) 管理方針等の策定

事業者は、次に掲げるところにより、工場等で取り扱う化学物質についての管理の方針及び計画を定め、これを実施するとともに、化学物質の管理の改善を図るための継続的な見直しを行うよう努める。

ア　管理方針

事業者は、化学物質の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「管理方針」という。）を策定する。

イ　管理計画

事業者は、化学物質を取り扱う工場等ごとに、管理方針に基づき化学物質の適正な管理を図るための方策を定めた計画（以下「管理計画」という。）を策定する。なお、化学物質の取扱量、排出抑制対策など具体的目標が設定できる場合は、その目標及び達成時期を定める。

(3) 化学物質の情報の収集及び整理

事業者は、工場等で取り扱う化学物質に関し、次に掲げる情報を収集し、整理する。

ア　化学物質の性状等に関する情報

化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）等に基づき、原材料等に含有する化学物質を調査し、化学物質ごとにその性状、取扱方法、適用法令等に関する情報を収集し、整理する。

イ　化学物質の排出抑制に関する情報

文献情報等の活用により、化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。

(4) 化学物質の取扱量の把握

事業者は、工場等ごとに、毎年度の化学物質の取扱量を把握する。

取扱量は、次に掲げる「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」の合計とする。この場合において、それぞれの量は、化学物質の質量に換算した量とする。

ア　製造量

「製造量」とは、当該年度に工場等において製造した量（副生成物を含む。）をいう。

イ　使用量

「使用量」とは、当該年度に工場等において事業活動に伴い使用した量をいう。

ウ　その他の取り扱う量

「その他の取り扱う量」とは、当該年度に工場等において貯蔵タンク等に搬入、搬出のみを行い、自らは使用しない量をいう。

なお、取扱量の算出方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の取扱量の考え方と同様とする。

(5) 化学物質の取扱工程の把握

事業者は、化学物質の取扱いに係る工程（以下「取扱工程」という。）を把握するとともに、各取扱工程における作業内容及び当該作業による化学物質の環境への排出の有無と排出量を確認する。

(6) 化学物質の管理対策

ア　取扱施設の保守管理

事業者は、化学物質を取り扱う施設及び設備等（以下「取扱施設」という。）に関して、作業前及び運転時の日常点検、定期点検、その他の適切な保守点検を行う。

イ　化学物質の排出抑制対策

事業者は、化学物質の環境への排出の抑制を図るため、取扱工程を検証し、次に掲げる対策その他の必要な措置を行うよう努める。

(ア) 化学物質の漏えい、揮発、浸透等を防止するための措置

(イ) 排出ガス及び排出水に含まれる化学物質を処理するための措置

(ウ) 化学物質を含む廃棄物を処理するための措置

ウ　化学物質の再利用等使用の適正化

事業者は、環境に及ぼす化学物質の影響の軽減を図るため、必要に応じ次に掲げる対策を行い、化学物質を適正に使用するよう努める。

(ア) 取扱工程を見直すことによる回収・再利用の徹底

(イ) 有害性の少ない代替物質の使用

(ウ) 取扱量及び排出量の削減のための代替技術の導入

エ　化学物質の新規導入時の配慮

事業者は、化学物質を新たに導入するときは、当該化学物質に関する基礎的な情報を収集し、整理し、人の健康及び環境への影響を配慮した上で決定するよう努める。

オ　取扱マニュアルの作成

事業者は、化学物質の適正な管理に資するように工場等における化学物質の購入、使用、保管、廃棄等の取扱方法等を定めた手引書等(以下「取扱マニュアル」という。）を作成し、これに基づき化学物質を適正に管理する。

3　化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質に関して必要な情報を提供するための窓口を明確にするとともに、事業の内容、化学物質の排出状況及び管理の状況等に関し、環境報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、意見交換の実施等により、市民の理解の増進を図るよう努める。

4　事故の未然防止対策及び事故時の措置

(1) 事故の未然防止対策

ア　取扱施設に係る事故の防止対策

事業者は、取扱施設に係る事故を防止するため、次の措置を講じる。

(ア) 取扱施設の作動状況等の定期的な点検及び異常の有無の確認

(イ) 取扱施設の誤作動を防止するための作業手順及び注意点等の表示並びに作業前の危険ポイントの確認

イ　工場等外への流出防止対策

事業者は、必要に応じて工場等外への化学物質の流出を防止するための設備を設置する等の対策を講じる。

ウ　事故処理マニュアルの作成

事業者は、事故が発生した場合における化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止するため、次に掲げる事項について定めた手引書等（以下「事故処理マニュアル」という。）を作成し、事故に備える。

(ア) 事故発生時の工場等内における指揮命令系統及び連絡体制

(イ) 事故発生時の関係機関への通報及び周辺への広報体制

(ウ) 事故発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

(2) 事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故が発生したときは、事故処理マニュアルに基づき、次に掲げる措置を講じる。

ア　事故の状況の把握と応急措置

事業者は、速やかに事故の状況を把握し、応急措置を行うことにより化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止する。

イ　関係機関への通報及び周辺への広報

事業者は、事故の発生を速やかに関係機関へ通報するとともに、必要に応じ、周辺住民等へ広報を行う。

ウ　環境調査の実施

事業者は、事故により化学物質が環境中に排出され、人の健康又は周辺の生活環境に被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、環境調査を実施し、状況を把握するよう努める。

エ　再発防止策

事業者は、事故の再発を防止するため、事故原因の解明、施設及び設備の改善等を行い、その結果を踏まえて従業員への教育を行う。

5　管理体制の整備

この指針 2から 4に定める措置を適切に実施するために、事業者は(1)に掲げる管理組織を設置し、(2)及び(3)を行う。

(1) 管理組織の設置

事業者は、工場等ごとに(2)の業務を担当する管理責任者及び各部門における責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任するとともに、通常時と事故時のそれぞれに対応できる

ように管理責任者等で構成される管理組織を設置する。

なお、事業者は、管理組織における管理責任者等の役割分担を明らかにした組織図を作成する。

(2) 管理責任者等の業務

ア　管理責任者の業務

管理責任者は、管理組織において次に掲げる事項について検討し、その結果を事業者に報告する。

(ア) 各部門における責任者の職務分担の決定に関すること。

(イ) 管理方針及び管理計画の策定に関すること。

(ウ) 化学物質の環境への排出抑制の取組みに関すること。

(エ) 取扱マニュアルの作成に関すること。

(オ) 新たな化学物質の導入又は有害性の少ない化学物質への代替の際の安全性の評価に関すること。

(カ) 事故処理マニュアルの作成に関すること。

(キ) 化学物質に関する情報の提供に関すること。

(ク) 化学物質の取扱いに関する従業員の教育及び訓練の計画の策定に関すること。

イ　各部門における責任者の業務

各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、化学物質を適正に取り扱うよう努める。

(3) 従業員への研修及び訓練等の実施

事業者は、従業員の化学物質の適正な管理に関する知識及び技能の向上を図るため、従業員への研修等を行うとともに、事故発生時の円滑な対応を図るため、事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

6　ＩＳＯ１４００１による環境管理システムとの関係

事業者が既にこの指針 2から 5までに定める措置をＩＳＯ１４００１による環境管理システム等において実施している場合にあっては、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

7　特定化学物質等適正管理書の作成

事業者が条例第49条第 1項又は第 2項の規定により作成する特定化学物質等適正管理書は、条例第48条第 2項に基づき取扱量を届け出なければならない特定化学物質を対象として、次に掲げる事項について取りまとめたものとする。

(1) 管理方針及び管理計画

(2) 取り扱う特定化学物質の名称

(3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法

(4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置

(5) 管理組織

附　則

この指針は、平成16年 4月 1日から施行する。

名称　化学物質の適正管理届出の手引き
発行　令和５年１２月
編集　名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電　話　０５２－９７２－２６７７
ＦＡＸ　０５２－９７２－４１５５
E-mail　a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp